

平成28年 2月定例会 防災対策特別委員会 (付託)

平成28年 3月 8日 (火)

〔委員会の概要〕

須見委員長

ただいまから、防災対策特別委員会を開会いたします。(10時33分)

直ちに議事に入ります。

本日の議題は当委員会に係る付議事件の調査についてであります。

付議事件につきましては、お手元に御配付の議事次第のとおりであります。

まず、理事者において説明又は報告すべき事項があれば、これを受けたいと思います。

【説明事項】

- 提出案件について (資料①)

黒石危機管理部長

2月定例会に追加提出いたしております、防災対策関係の案件につきまして、御説明申し上げます。

まずはじめに、総括事項と危機管理部関係につきましては、私から御説明させていただきますので、よろしくお願ひいたします。お手元の防災対策特別委員会説明資料(その3)により、御説明申し上げます。資料の1ページをお開きください。まず、一般会計の総括でございます。関係する6部局で、予算の補正をお願いいたしております。補正予算額は、総括表の一番下の計の欄から2列目に記載のとおり、105億9,125万1,000円の減額補正をお願いするもので、補正後の予算額は、369億4,699万2,000円となっております。財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。このうち、危機管理部関係につきましては、表の補正額の欄、最上段に記載のとおり、7億6,416万7,000円の増額補正をお願いするものでございまして、補正後の予算額は、61億1,587万4,000円となっております。後ほど御説明させていただきますが、補正の主なものといたしまして、命を守るための大規模災害対策基金に9億8,700万円を積み戻すものでございます。財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。

続きまして、2ページをお開きください。危機管理部の補正予算の部別主要事項について、御説明申し上げます。まず、危機管理政策課でございます。防災総務費の摘要欄②、防災センター運営費では、防災センター浸水対策モデル事業における入札の請け差による減額などにより、危機管理政策課全体で、1,021万4,000円の減額補正を計上いたしております。

次に、とくしまゼロ作戦課でございます。財政管理費の摘要欄①、命を守るための大規模災害対策基金積立金では、平成27年度12月補正及び平成28年度当初予算において、事前の防災減災対策として必要な事業に対し、基金を活用したことに伴い、9億8,700万円を基金に積み戻すための増額をお願いするものであります。また、防災総務費の摘要欄①、防災対策指導費では、進化するとくしまゼロ作戦緊急対策事業における補助金の精算や、戦略的災害医療プロジェクト推進事業における事業の執行方法の見直しによる減額などに

より、とくしまゼロ作戦課全体で、8億215万9,000円の増額補正を計上いたしております。

次に、消防保安課でございます。防災総務費の摘要欄①、航空消防防災体制運営費では、消防救急デジタル無線改修業務における入札の請け差による減額などにより、消防保安課全体で、2,657万円の減額補正を計上いたしております。

最後に、安全衛生課でございます。予防費の摘要欄①、動物愛護管理費では、災害救助犬等育成プロジェクト推進事業における所要額の確定により、安全衛生課で120万8,000円の減額補正を計上いたしております。

11ページをお開きください。繰越明許費についてでございます。まず、とくしまゼロ作戦課では、防災対策指導費として、進化するとくしまゼロ作戦緊急対策事業において、市町村が実施する一部の事業で、工事等の遅れにより、年度内の完成が見込めないことから、その補助金、3,600万円の繰越しをお願いするものであります。

続きまして、消防保安課についてでございます。航空消防防災体制運営費につきましては、消防防災ヘリコプター搭載無線改修業務に関して、搭載する無線の製造調達に不測の日時を要したことなどにより、4,924万8,000円について、繰越しをお願いするものであります。なお、これらの事業につきましては、今後、早期の完了に努めてまいります。危機管理部関係の提出案件の説明につきましては、以上でございます。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

大田保健福祉部長

続きまして、保健福祉部関係の案件につきまして、御説明申し上げます。お手元の説明資料(その3)の1ページをお願いいたします。保健福祉部関係でございますが、総括表の2段目でございますように、8,488万6,000円の減額補正をお願いしております。補正後の予算総額は、18億4,088万1,000円となっております。財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。

3ページをお願いいたします。課別主要事項でございます。医療政策課、医務費の摘要欄①のア、災害派遣医療チーム体制整備事業費、7万3,000円は、広域医療搬送訓練への参加経費について、国庫補助金額の確定に伴う増額をお願いするものでございます。また、薬務課、薬務費の摘要欄①のア、災害時緊急医薬品備蓄供給事業費、4万1,000円は、備蓄場所となっている病院の実情に合わせた医薬品品目の見直しに伴う買い換えに要する経費の増額をお願いするものでございます。続きまして、長寿いきがい課、老人福祉施設費の摘要欄①のア、高齢者福祉施設等防災減災促進事業費、8,500万円の減は、市町村において、補助対象施設の整備が当初見込みを下回ったことから減額をお願いするものでございます。

12ページをお願いいたします。繰越明許費でございます。医療政策課の医療衛生費につきましては、県立海部病院の改築工事に一定の期間を要し、完了予定が次年度になることから、9億8,327万9,000円の繰越しをお願いするものであります。また、その下、長寿いきがい課の老人福祉施設整備事業費につきましては、補助対象市町村において、介護保険施設の改築工事に一定の期間を要し、完了予定が次年度になることから、500万円の繰越しをお願いするものでございます。提出案件の説明は以上であります。よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

犬伏農林水産部長

それでは、農林水産部関係の提出案件につきまして、御説明申し上げます。お手元の委員会説明資料(その3)の1ページをお開き下さい。農林水産部関係でございますが、一般会計歳入歳出予算総括表の上から3段目の農林水産部の補正額の欄に記載のとおり、27億415万9,000円の減額をお願いするものでございまして、補正後の予算総額は、77億547万9,000円となっております。なお、補正額の財源内訳につきましては、括弧内に記載のとおりでございます。

次に、4ページをお開きください。農林水産部関係の主要事項につきまして、御説明申し上げます。最初に、農山漁村振興課でございますが、上から10段目の漁港建設費では、国庫補助事業費の確定による減額を、11段目の漁港施設災害復旧費では、大規模な災害が発生しなかったことによる減額をお願いするものでございまして、農山漁村振興課合計で、下から2段目の補正額欄に記載のとおり、2億515万4,000円の減額となっております。

5ページをお開きください。次に、農業基盤課でございますが、1段目の農地防災事業費では、摘要欄②の災害関連緊急地すべり防止事業費及び摘要欄④の震災対策農業水利施設整備事業費において、災害関連事業費及び国庫補助事業費の確定による減額を、2段目の農地及び農業用施設災害復旧費及び3段目の耕地海岸施設災害復旧費では、大規模な災害が発生しなかったことによる減額をお願いするものでございまして、農業基盤課合計で、4段目の補正額欄に記載のとおり、12億8,965万4,000円の減額となっております。

次に、森林整備課でございますが、上から5段目の林道費及び6段目の治山費では、国庫補助事業費及び災害関連事業費の確定による減額を、7段目の災害林道復旧費から9段目の治山施設災害復旧費では、対象災害が少なかったことなどによる減額をお願いするものでございまして、森林整備課合計といたしましては、下から2段目の補正額欄に記載のとおり、12億935万1,000円の減額となっております。

続きまして、13ページをお開きください。繰越明許費の追加でございます。農林水産技術支援本部の水産研究課美波庁舎整備事業費から14ページ、森林整備課の現年治山施設災害復旧事業費まで、4課の20事業につきまして、14ページの翌年度繰越予定額欄最下段に記載のとおり、30億4,135万7,000円をお願いするものでございます。

15ページをお開きください。繰越明許費の変更でございますが、農山漁村振興課など3事業につきまして、今議会におきまして、先議により御承認いただきました翌年度繰越予定額の変更をお願いするものでございます。変更後の翌年度繰越予定額の合計は、最下段に記載のとおり、8億6,252万8,000円となっております。これらの繰越しをお願いする事業につきましては、計画等に関する諸条件などから、年度内の完成が見込めなくなり、やむをえず翌年度に繰越しとなるものでございます。今後は、事業進捗に努めてまいりますので、よろしく願いいたします。以上で、提出案件の説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

海野政策監

続きまして、県土整備部関係の提出案件につきまして、御説明申し上げます。お手元の委員会説明資料(その3)の1ページをお開きください。一般会計の歳入歳出予算総括表

でございます。表の下から4段目に記載のとおり、県土整備部関係では、82億6,162万5,000円の減額をお願いするものでございまして、補正後の予算額は、194億582万3,000円となっております。

6ページをお開きください。補正予算に係る県土整備部の主要事項でございます。まず、道路整備課におきましては、道路改築事業費及び緊急地方道路整備事業費の決定に伴う補正として、2億783万円の減額をお願いしております。住宅課におきましては、建築物耐震化推進費の事業費の決定に伴う補正など、合計で1億4,037万2,000円の減額をお願いしております。河川整備課におきましては、総合流域防災事業費の決定に伴う補正として、386万8,000円の増額をお願いしております。砂防防災課におきましては、災害関連事業費や災害復旧事業費の決定に伴う補正など、次の7ページに記載のとおり、合計で74億3,025万4,000円の減額をお願いしております。運輸政策課におきましては、港湾施設災害復旧事業費の決定に伴う補正など、合計で、4億6,560万8,000円の減額をお願いしております。高規格道路課におきましては、道路改築事業費の決定に伴う補正として、2,142万9,000円の減額をお願いしております。

10ページをお開きください。既に御承認を頂き、事業を実施しております一般会計における継続費の変更についてでございます。出合大橋上部工架設事業につきまして、年割額及び支出状況等を記載しておりますが、平成27年度の事業進捗に伴い、年割額や財源を変更しようとするものでございますので、よろしくお願いいたします。

16ページをお開きください。このページから19ページまでは、繰越明許費でございます。各事業の進捗状況を精査いたしました結果、平成28年度に事業費の一部を繰り越して事業を執行する繰越明許費の御承認をお願いするものでございます。このうち、17ページまでは、一般会計の追加分といたしまして、今回、新たに御承認をお願いする事業につきまして、翌年度繰越予定額を記載してございます。追加分の合計は、17ページの最下段に記載のとおり、44億5,862万7,000円となっております。

18ページをお開きください。一般会計の変更分といたしまして、2月定例会開会日に先議で御承認いただいた事業につきまして、翌年度繰越予定額の変更を記載してございます。変更分を反映した補正後の合計は、このページの最下段に記載のとおり、89億6,753万円となっております。

19ページを御覧ください。流域下水道事業特別会計におきましては、旧吉野川流域下水道建設事業費で、翌年度繰越予定額、2億3,000万円となっております。これらの事業につきましては、計画に関する諸条件等の理由により、年度内の完了が見込めないことから、やむをえず翌年度に繰越しとなるものでございます。事業効果の早期発現が図られますよう、今後とも出来る限りの事業進捗に努めてまいります。県土整備部関係の提出案件の説明は、以上でございます。なお、報告事項はございません。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

西本病院局長

続きまして、病院局関係の案件につきまして、御説明申し上げます。説明資料の21ページをお開きください。病院事業会計の補正予算についてでございますが、3,234万2,000円の減額をお願いするものでございまして、補正後の予算総額は、32億9,565万8,000円とな

っております。これは、中央病院改築等事業、三好病院高層棟改築等事業、海部病院改築事業における病院増改築工事費の実績見込みの減に伴うものでございます。説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

佐野教育長

続きまして、教育委員会関係の追加提出案件につきまして、御説明申し上げます。お手元の委員会説明資料の1ページをお開きください。一般会計歳入歳出予算総括表でございます。教育委員会関係の補正額は、総括表の下から3段目にございますように、2億6,514万8,000円の減額となりまして、補正後の予算額は、14億6,085万4,000円となっております。財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。

8ページをお開きください。補正予算の内容についてでございます。施設整備課関係でございますが、高等学校費の学校建設費におきまして、高校施設整備事業費の所要見込額の減少により、2億6,508万5,000円の減額をお願いしております。

次に、体育学校安全課関係でございますが、保健体育総務費の学校安全管理指導費におきまして、所要見込額が決定したことなどに伴い総額で6万3,000円の減額をお願いしております。

20ページをお開きください。繰越明許費についてでございますが、施設整備課の高校施設整備事業費におきまして、繰越予定額、6億7,762万7,000円をお願いするものでございます。以上でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

逢坂警察本部警備部長

続きまして、警察本部関係の提出案件につきまして、御説明申し上げます。委員会説明資料の1ページをお開きください。警察本部につきましては、一般会計歳入歳出予算総括表の下から2段目の補正額の欄に記載のとおり、3,960万円の減額をお願いするものであります。補正後の予算総額は、4億1,808万1,000円となっております。財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりであります。

次に、9ページをお開きください。主要事項について、御説明申し上げます。警察施設費、摘要欄①の警察署整備事業費について、警察署の耐震改修工事及び本部庁舎等の防災機能強化事業に要する経費3,960万円の減額をお願いするものであります。警察本部関係は、以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

須見委員長

以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

西沢委員

少し前の話になりますけども、2月末頃の話ですが、高知県のほうでちょっと何か変わったことがあったと、ちょっとおかしい音が聞こえてきたという話がありますけども、知っている方、そんな話を聞いたことがある人、手を挙げてください。かなりありますね。

私も徳島新聞の夕刊で知ったんですけど、何かゴーツという音が聞こえたという、高知市内から室戸市内にかけてかなり広範囲にそういう音が聞こえたということで、地震でもないし、気象的な問題もない。それから、米軍機、自衛隊機を含めて飛行機の音でもない。ましてや竜巻とか、そんなだったら局所的ですから、そんなものでもないということで、原因不明、数日前に高知県の防災の担当に聞いたところによりますと、私も聞いたという話がありましたけれども、家の中で、外でゴーツという音が聞こえて、何の音か分からないけどという、それが2月29日の朝方ですね、1時から2時ごろに集中しているということで、2月29日の話が3月3日の夕刊に出ていたということで、私も知らなかったんですけども、そういう話が高知県内ではそこそこあった。広がったのかも分かりませんが、徳島県内では、その時に私が県に言ったので知った人がおられたと思いますが、もともとは、あまり広がっていませんでしたね。

これをどう捉えるかという問題ですね。私がこの12月の一般質問で、まさに予兆の問題を取り上げましたね。これをどうするんだと、これをどう捉えるんだということを言いました。もう一度取り寄せたんですけども、結論が、まずは検証の進展を必要とするところ、検証が要るんだと、そういうことに対して、因果関係について検証が要るんだと、検証の進展に合わせていろいろやりますということでした。検証の進展がなかったらやりませんということですから、現状では何もやりませんということになるのでしょうか。まずそれを。

坂東とくしまゼロ作戦課長

予兆現象に関する取扱いについての御質問でございます。

今回、3月3日に徳島新聞で報道されております、高知県東部で情報が相次いだという地鳴りについてですが、これについては私どもでも高知県に確認いたしました。内容としては、原因はいまだはっきりしないということでございます。12月に西沢委員のほうから予兆現象の取扱いについて御質問を頂いているところなんですけれども、高知県においても、こういった前兆現象こうかんというか、異常現象ですね、こういったものについては、これは中国での呼び方ですけども、こうかん宏観異常現象という呼び方で扱っていると。現在のところ、科学的な根拠や統計的な裏付けというものは、持ち合わせていないということでございます。

高知県では、こういったものについて、地震との関係については今の時点では因果関係は解明されていないんですが、無関係とは言い切れないということで、情報収集を行っているように聞いております。

本県の取組としては、こうした情報を県民の方々に提供するという点については何らかの因果関係なりが必要ではないかと考えておりますが、この検証、今回の2月29日の地鳴りにつきましても、今の時点では特に因果関係というものの検証が難しいところではありますが、こうした現象の扱いについては、今回、新聞報道もございましたので、さらに研究を進めてまいりたいと考えております。

西沢委員

ひっかかるところはいろいろあるんですけども、科学的なものでなかったら話を進められないとか、そういうふうなことは、科学で分からないものはどうするのか、何にもしないんですかと。何か全てが科学に結びついてやるというのは、科学というのは自然界で少ししか分からない中で、その中だけで考えるのかということ、おかしい話でね。例えば、歴史的によく言われておりますね、今言った^{こうかん}宏観現象と言われるもの、いろいろありますよね、発光現象とか、正に海鳴りとか、珍しいところでは、私が前言ったように真昼の太陽の横に星が見えるとか、何かいろんなものがあります。生物的なものは、いかがたくさん捕れたと言ってもそれがイコールかというところちょっと疑問点がありますけども。たくさん捕れる場合があるし、捕れない場合がありますから。でも、発光現象とかは正に誰が見ても発光現象で、これは本当に異常だなど。そんなのは地震の前には聞いたことがあるけど、それ以外のところで発光現象なんかは聞いたことがないので、正にそういう地震との関連が分からないといえども、科学的に分らないだけであって、人間が鈍臭いだけであって、要するにそれがかなりイコールであるという捉え方をするのが当たり前かなと思うんですよ。だから、そういうのをどう捉えるかということは、ちゃんと考えなければいけないのではないかと思います。全てが科学的な裏付けがないから、何もしないのは、問題ではないのかと思いますね。予定外や予想外とか、そういうことでは駄目だと思う。だから問題は、府県で別々に何か起きた時にそれをやるんだ、考えるんだというだけではなくて、南海トラフの関係する府県と連携をとって、何か異常があった時は、表に出さなくても水面下では検討すると、みんな協力し合って、情報交換し合って協力するんだと。その中でどう捉えるかというのも前もってある程度は決めておかなければ、そんなことがあった時にあたふたしてしまって、その間に例えばネットに出たりして、それが広まって、にっちもさっちもいなくなる。それでは困るんですよ。そういうのを前もって抑え込まないといけない。要するに、成熟させて、その中で注意喚起もしていくということをやっていないと、今の社会だったら、火をつけたら、それこそ一発で広がってしまう可能性があるんで、先取りして静めて防ぐという対策というのは、本当に今の時代は特に必要なのではないかと思いますよ。

今回のことをそういう意味でみてみましたら、高知のほうで、訳は分かりませんが何かあったと。私も悪いんですけども、新聞報道で知った、夕刊で知ったと。新聞記者の方、徳新の夕刊だけに出たんですか、徳島は。あと、私は調べてないんですけども、ほかに出ましたか。徳新の夕刊だけですか。朝刊は出ていませんよね。新聞、メディアの放送も、この扱いには困っているのではないかなと。だから、私は思うんですけど、夕刊でちょっと喚起してみたんじゃないかなと思うんですね。朝刊に出てませんよね。だから、メディアも、扱っていいのかどうかという疑心暗鬼の中で、まず夕刊かなということをやったような気がしてしょうがないんです。ほかの新聞には出ていないような気がします。調べてないですけどね。

あと、この扱いというのは微妙だと確かに思います。でも、微妙だから放っておいていい問題ではないと思います。いかがですか。

坂東とくしまゼロ作戦課長

宏観異常現象の扱いについての御質問でございます。

先ほど西沢委員から御指摘があったように、科学的に解明ができていないからそれは知らないというか、扱わなくていいということではないという点につきましては私どもも認識しております。因果関係が必ずしもないからといって、現在の科学で解明されていないということで、全てそれが意味がないということではないという点は認識しております。今回のこの宏観異常現象につきましても、委員が御指摘のとおり、府県での情報提供と。これ、住民に向けて出すということについては、我々行政としては責任がありますので、この点についてはやはり慎重を期さないといけないと思いますが、府県をまたいだ情報共有というものにつきましては高知県が先行して行っているということもございますので、高知県の事例等を参考にさせていただきながら、そういった体制の構築についても検討していきたいと考えております。

西沢委員

今の話では、高知県のほうが主導権を握ってやりかけていると。まだやっていないのか、やろうとしているのか、それもしていないのか、今、どういう状況なのか。

坂東とくしまゼロ作戦課長

現在、高知県では、この新聞報道にもございますが、異常現象に気付いた場合、ファクスやメールで情報の提供を呼び掛けていると。ただし、高知県としても、この情報の扱いにつきましては、1か月遅れで、こういったことがあったという件数だけを公表するという状況で、具体の中の、例えばどの地域で起こったとかいうのはあくまで内部のものとして扱っているという状況でございます。

ですから、高知県で、今、内部でその情報を持っている、1県で持っているという状況ですので、これは高知県の東部という話でしたので、例えば徳島県の南部ともつながっておりますので、そういったものの情報共有を打診して連携を図っていきたいと考えております。

西沢委員

先ほども言いました、例えば南海トラフという大きな府県域の中で情報共有すると。言ったように、まずは水面下で情報共有する中で、それをどう取り扱うかは次の問題だと思うんですよ。それはしていかなければ、すばやく手が打てなくなりますから、やっぱりこれは必要だと思います。

だから、今回、高知県だけではなくて、徳島県でもほかのほうにも、分からないけどこんな情報があると、水面下の協議。これはどこが持っているかと、徳島県が言ってください。高知県の防災の担当者に「こんなことも必要なんじゃないですか、共有も仕方ないんじゃないですか」とは言いましたけども、越権行為なのでそれ以上は言いませんでしたけど、そういうことをまずやると。そういう共有できる仕掛けをちゃんとしておくということですね。その中で、行動の起こし方も、こんなときはこうするんだという、アバウトなことでもいいから決めておいて、まさかの何かきたときにばたばたしないように、

ばたばたしているうちに終わってしまったら何にもなりませんから、早急に行動を起こせる体制づくりというの私も必要だと思うんです。

これは、黒石部長、お願いします。

黒石危機管理部長

異常現象、ある意味では地震の予知ということになるかと思えますけれども、この件につきましては、私も専門家の間での会議等にも出ているところでございまして、そういったところでは、異常現象というよりも地殻の変動を中心にいろいろ検討もされております。例えばスロースリップとか、ゆっくり地盤が動いていくのが大きい地震の前触れと見られる場合が多いとか、あるいは、今回、DONET2が、四国沖の南海トラフの地震計、地殻の変動の運動とかについてもそこで計測できるという状況もございまして。

今、委員からお話がありましたそういった異常現象につきましても、科学的にある意味でより確度が高い観測体制の中で得られた情報とか、そういったものとも十分合わせての判断が必要になってこようかと思っています。そういった情報につきまして、今ありました自然界の異常現象につきましても、関係者の間での情報共有というのはすると思っておりますので、そういった方向で、今、課長が申し上げましたように検討してまいりたいと思っております。

西沢委員

是非それをもっと広範囲に、例えば南海トラフ関係の府県と共有するなど、情報交換をするなり、徳島発でこれをまとめてやっていただきたいなと思っています。よろしくお願いします。一歩進みました。ありがとうございました。

それから、前から言っています津波がきたときには漁船がかなりやられるなど。前回の一番最小の津波でも、船があっちに行ったりこっちに行ったり、海の底が見えたとか、そういう話がございまして、かなり漁船が、多分、沖合に、沖合というのは大陸棚の沖へ出ていたら問題ないですけども、四、五十メートルの所では多分かなりやられるなど。海部郡の海の底が見えたというのがね。だから、一番小さい津波でもそんなんですから、通常の津波だったとしたら、いかにいわんやという状態になるだろうと。だから、漁船そのものの保管というのを、やっぱり、私が今まで言いましたように、早急に考えていかないといけないのではないかなと。今度、漁業版BCPの中にはそういうことを1項目入れてくれるという話でございましたけども、早急にしないといけないなど。

そして、問題は、いろいろ聞いておりましたら、高齢化してきて、使えるけどももう要らないという漁船を係留していて、それを一般の釣り人にかなり売っているという話がございました。まず、高齢化して使わなくなった船を係留していると。津波はかなり厳しいですけども、台風とかの時にそれをつなぐには、高齢者の人だったら誰かに頼らなければしょうがないですよね。それと、津波の時には余計悪さするしね。ほかへ回しておけば問題なかったのが、その中でもやっぱり悪さをする。そういうことも含めて、使わなくなって係留しているだけというのは、ほかに保管するなり、何か対処する必要があるんじゃないかなと思いますね。ほかに安く売買するという話が聞こえてきますけども、そうじゃな

くて、必要量は保管しておく事業、これは、そういう漁業版BCPという中で国のほうにも新たなやり方として考慮いただいて、そういう事業をやるということを国にも提言してほしいなど。

牟岐町にも出羽島と陸のほうを往復する定期船がありますけども、その船そのものもやられてしまうだろうと。出羽島そのものも、離島そのものも、残念ながら漁船が足りない中で、なかなかそれだけこっちのほうに回してくれないかもわからないというようなこともあって、そういうためにも、安全な所、高台に確保しておく。まさかのときは代船として利用するというのも必要になってくるんじゃないかなと。そうしないと、離島は特に誰も住めなくなってしまうよ。水のこと、それから、エネルギーのこと、電気のこと、そんなことも含めて、離島そのものは、地震がきて津波がきたら、その陸路との動線、送水管とか電気の線、そんなのは多分やられてしまうでしょう。底が見えたというぐらいですから。出羽島との間の4キロメートルあたりの線を引っ張っているのはやられてしまう。となると、長期どころか、そういう管を埋設しないとという状態で、離島そのものも非常に影響があると。だから、離島BCPなんかを作してほしいという話をしましたけども、そういうのに加えて代船なんかも準備しておかなければいけないと。よろしくをお願いします。

そういう事業そのものを、国のほうに、離島BCPも含めて、漁業版BCPの中でも、船の在り方、それから離島のエネルギー、電気とか水の在り方、そんなものをまとめて国のほうにも提言して、できたら率先して一番先にモデル地区としてやっていただけたらなと思うんですけども、いかがでしょうか。

石田農山漁村振興課水産基盤整備担当室長

今、西沢委員のほうから、漁船・漁具の高台保管、本土側とは条件が違う離島における漁業あるいは住民を守るためのBCPの在り方、あるいは、それに必要な事業について国のほうに提言をというような御意見を頂いたところでございます。

一点目の漁船・漁具の確保ということにつきましては、現在策定中の県漁業版BCPにおいて、漁業の早期再開に向けた業務の中の一つとして、漁船・漁具の確保は重要であるという観点のもと、その事前準備として、漁船・漁具の高所保管、高い所に保管するでありますとか、広域的な相互応援協定、遠くの県と漁業の早期再開に不可欠な漁船や漁具の調達をあらかじめ締結しておく、あるいは、船を造るのに必要な造船所について、県内外を問わずどのような生産規模・生産能力があるかあらかじめ調べておくというような事前準備を行うことで、有事の後の漁船・漁具の確保支援について考えているところでございます。

その中で、高所保管、高い所に保管する件につきましていろいろ検討しているわけですが、今ありましたように、漁業者が減って行って使わなくなった船が発生してきているということでございますが、その一方、それらを高所に保管するに当たっての問題点で、今、考えている、抽出されていることは、まずは保管場所の確保でございます。誰も管理者がいないところに置いておけばどうなるか分からない、あるいは、そこまで持つて行く移動や保管に伴う費用、あるいは、有事はないほうがよろしいので、それを使わない

ほうがいいんですけれども、長期保管における品質や性能の低下、特にエンジンなどが課題として挙げられております。確かに漁業者は現在減っておりますが、一般的に、使用可能なぎりぎりのところまで漁船を使用して、その後、更新するというのが多くのパターンで、将来の使用に耐え得る漁船の確保自体も難しいかもしれないというようなことを考えております。ただ、初めに言いましたように、漁業版BCPにも記載がある高所保管の促進、その他事前準備につきましては現時点でどんな問題点があるか、今申し上げました具体的な問題点を抽出した後、それをどう解決していくかを今後考えていくこととしておりますので、それにつきましても、委員から御提言のありました、国にそういう事業をつくってもらってはどうかということも含めて考えてまいりたいと思っております。

それと、離島についてのお話でございますが、離島の被災に対してBCP的なものをどうスタンバイするかという御質問でございました。徳島県内には、阿南市の伊島、あるいは牟岐町の出羽島などの離島がございまして、いずれも漁業が基幹産業になっているということでございます。特に伊島については、本県のアワビやイセエビの一大産地になっております。そのため、それぞれの離島の集落における漁業に対する依存度は大きいもので、その観点からも、漁業の側面から見てどういうふうなBCPを考えるかというのは重要ではないかと我々も思っております。ただ、ライフラインや交通手段などが離島は本土と異なる条件がございまして、それは各漁業協同組合に、被災後どういうふうに行っていくかということを各漁協で策定していただけるように、今、促進を行っております漁協版BCP策定の際に、今申し上げました、本土側の条件とは違う離島の条件下で、どういうふうなBCPを作っていくかということを、県、市町村、あるいは漁業協同組合とともに情報を交換しながら作り出す、ライフライン等の状況別のオプションを想定するなど、そういう前提の実効ある漁協版のBCPが策定できるよう、今後研究してまいりたいと考えているところでございます。

西沢委員

当然、その漁業協同組合とか漁業者ですね、そういうところと相談しながらやっけないと。船、漁船のこともね。そういうことを漁業組合に話して、みんなが必要というのであれば、ほかへ売ってしまうのではなくて、やっぱり確保するだけはしなければいけないということもあるので、そういうことを話をしながらやってほしいなと思います。

離島のことは、例えばエネルギーだったら太陽光発電とか風力発電とか、残念ながら、聞いてみたら、徳島県沿岸は風力が余らないということで、風力発電は不向きであるというのを県の担当課から聞いて、残念だなと。この前、九州のほうで効率がいい風力発電のことも聞いてきたんですけども、残念ながら、それも駄目だということを言われましたので、あとは太陽光発電かなと。太陽光発電なんかをそういう離島なんかにも、その島で要る分だけは確保すると、最低限ね。そういうことも。

また、水なんかも、聞いてみたら、伊島もそうです。出羽島もそうです。出羽島も井戸は無理だということで、別のものということになると、海水を真水にするのがありますね。淡水化装置というんですか、そういうのを島の方々が利用できる分、最低、飲み水分ぐらいをどうするのかというようなことをやるのが一番。そういうのを置いておいて、津波が

来た後から海にセットしてやる。最初からやっていたらやられてしまうので、そんなことも含めて離島BCPの中で検討してほしいなど。それらも国のほうに要望してほしいなど思いますね。最低限、水と電気と、食糧は陸のほうも一緒ですけども、そういう離島だけに限って、これがなかったら、みんな、島を離れてしまうよと、島はもう廃墟になってしまふよということにならないように、そういう対策をしっかりと離島BCPの中にまとめて、国のほうにそういう政策を提言して、是非とも全国初でやってほしいなどと思います。どうでしょうか。最後に決意をお願いします。

石田農山漁村振興課水産基盤整備担当室長

離島につきましては、本土と全然条件が違う水の問題と電気の問題がございます。それで、先ほど私が申しました、離島は産業として漁業の割合が高い中で、漁業をどうやって離島の中で継続していくかの前提に立った上で、その時に水がなくなるであるとか、そういう前提があるんだよということも加味する必要があると思っております。離島につきましては、農林水産部、あるいは私どもの水産分野だけが離島の生活の全てではございません。例えば離島自体の振興については、離島振興法でしたかと思いますが、その離島振興法の所管部局もございますので、そこを相談しながらまた考えてまいりたいと思います。

達田委員

何点かお尋ねさせていただきます。

今年、東北の震災から5年ということで、メモリアルイヤーでいろんな取組をされておりますが、防災に関しましては、この震災の事態を受けて、どれだけ防災対策が進んできたかというのを検証するという大切な年ではないかと思うんです。

私も2011年から何回か東北に行かせていただいて、ボランティア等をしてきたんですけども、1年目、2年目というのは生活物資などをお届けするのが精一杯ということで、こちら相手の方にお話を聞けない状況と申しますか、御家族を亡くした方が非常に多いので、なかなかお話を聞くことができませんでしたし、相手の方もお話ししてくださるというような状況ではなかったんですが、3年目ぐらいから徐々にお話をしてくださって、家族、知人が津波で亡くなっていった中で、なぜ自分が助かったのかというお話をしてくださったんですね。そのお話をお聞きして、これは徳島県の災害対策に生かしていかなければいけないなという思いを持ってきたわけなんですけれども、この度3年に1回の意識調査というのをされて、「地震・津波県民意識調査沿岸地域の経年変化等の概要」ということで資料を出していただきました。これは、防災で県民がどういう意識を持っているかというとても大事な調査だと思うんです。これでちょっとお尋ねしたいんですけども、県民が、回答を寄せてくれた96.6パーセントの人が「防災に関心があります」と答えていると書かれているんですけども、平成24年度と27年度を比較してみますと、「非常に関心がある」という方が39.3パーセントから32.4パーセントと6.9パーセント減少している。そして、「関心がある」、これが42.5パーセントから50パーセントと7.5パーセント増えているんですけども、「非常に関心がある」という部分が減っているということは、時の流れとともに関心の強さというのが薄れているようにも思うんですね。そして、アン

ケートですから、送り返していただくという方がどれぐらいあったかということも、これは関心の高さを表す指標ではないかと思うんですね。この寄せていただいた数字、そしてお返事を頂いた方の数ですね、24年度と今回の27年度を比べて県としてはどのような認識をお持ちか、まずお伺いしたいと思います。

坂東とくしまゼロ作戦課長

県民意識調査についての御質問でございます。

今回の県民意識調査、3年に1回実施をしておりますが、対象者として20歳以上の県民5,000人、今回、5,000人を対象として、全県的な調査というものは初めて行っております。従来は沿岸部のみの調査でございましたが、今回初めて全県、これは初めてとなりますが、5,000人の調査を行っております。回答率としては43パーセントの方から御回答いただいております。無作為抽出によって郵送で調査を行いまして、43パーセントの方から回答いただいたという状況でございます。先ほど、「非常に関心がある」「関心がある」という方々についての御指摘をいただいております。96.6パーセントの方が「関心がある」というふうにお答えいただいております。その中の比率として、「非常に」という部分と「関心がある」という部分の比率は、確かに東日本大震災の直後の平成24年度の調査に比べますと若干落ちてはおりますが、全体として、「関心がある」、「多少関心がある」まで含めても、関心を持っていただいているという部分に関してはほぼ維持ができていないかと考えております。回答率43パーセントという部分、これは2,169件の方から回答いただいておりますけれども、回答を頂いていない方も含めて、統計的にはこの数字については有効な数字と考えております。

達田委員

平成24年度の回答率はいくらでしたでしょうか。

坂東とくしまゼロ作戦課長

平成24年度の回答率につきましては、ちょっと正確な数字が手元にはございませんが、もう少し高く、五十数パーセントでございました。ちょっと後で確認いたしますが、五十数パーセントの回答を頂いております。すみません、訂正いたします。平成24年度については45.9パーセントの回答率になってございます。

達田委員

平成24年度と今回ではお尋ねした方のそもそもの数が違いますので、回答を寄せてくれた人数でいえば、その数字が正しく見えるかどうかというのは別にしましても、アンケートを送って送り返してくれる方が多いということは、それだけ関心が高いと見れると思うんですね。この中で、やっぱり本当に関心をずっと持ち続けることの難しさというのを感じるわけなんですけども、特に揺れが起きて大津波が来るといった時に、ではどうしますかというところで、アンケートでは率先避難というところの回答がございます。この率先避難の中で、「すぐに避難場所へ避難すると思う」というのと、「何らかの行動後、避難

すると思う」、それから「避難しないと思う」の三つの選択肢があるんですけども、この3つの中で一番望ましいお答えというのはどれでしょうか。

坂東とくしまゼロ作戦課長

率先避難に関する御質問でございます。

意識調査の中で3択となっております、「すぐに避難する」「何らかの行動後、避難する」「避難しない」と。私どもでは、津波災害の死者ゼロというものを目指す中で、率先避難につきましては、「すぐに避難する」というものの啓発を行っているところでございます。

達田委員

津波が来るということが分かったら、すぐに避難場所へ避難するというのが原則だと思うんですけども、この回答を寄せてくださった方の中でも、平成24年度の昼間は33.1パーセント、夜間の場合が32.0パーセントだったのが、平成27年度は31.3パーセントと、残念ながらちょっと下がってしまっているんですね。そして、「何らかの行動後、避難すると思う」という方が平成24年度には50パーセントを超えていたんですけども、平成27年度には49.5パーセントと。そして、何と「避難しないと思う」という方が14.7パーセントから18パーセントに増えてしまっているんですね。こういう状況をやっぱり改善していかないといけないと思うんですけども、どうでしょうか。

坂東とくしまゼロ作戦課長

避難の行動に関する中で、「避難しないと思う」という方が増えているという点の御指摘でございます。この点につきましては委員御指摘のとおりでございます。私どもとしては、まず、津波が来るかこないかということの前に、1分以上の揺れが続くものについては海溝型の地震である可能性が高いということで、揺れが来れば高台に向けて逃げるということを基本にしております。情報があるなしに関わらず、津波警報等が出るにはやはり時間がかかりますので、まず一旦、避難をして、それから情報などを確認していただくという形の啓発を行っております。したがって、今回のこの「避難しないと思う」という方の18パーセントという数字につきましては、私どもでも真摯に受けとめまして、さらなる啓発に取り組んでまいりたいと考えております。

達田委員

これは、強い揺れが1分以上続いたときには大抵は津波が来るということで、避難を呼びかけて、この数字がほぼ100パーセントになるような状況を生み出していかなければいけないと思うんですね。私も何回か委員会でお話しさせていただいたことがあると思うんですが、仙台の荒浜地区とかで津波で町が全部やられてしまって、仮設住宅に入っておられる方からお話を伺う機会がございました。また、南相馬市の小高区とか、そういう所でも仮設住宅に入っている方からお話を伺う機会が得られたんですけども、すぐに避難したという方が助かっているんですね。そして、御家族を亡くされた方で、お母さん一人

が生き残ったという方で、息子さん夫婦を亡くして、とにかく「お母さん、早く逃げて、早く逃げて」と言って、お母さんは先に逃げて助かったんですけども、最期の息子夫婦の顔を見てないということで、すごくそれが悔やまれると、「逃げて、逃げて」と言って、手だけしか見えなかったと、そういうつらい思いをされた方々のお話を聞いたんですけども、やはり、何を放っておいても逃げるとするのが本当に大事だと思うんですね。そのために、揺れが1分以上続いたら逃げるということを、県民に対しても啓発するのはもちろんですけども、小さい時からそれを徹底していかないといけないと思うんですけども、学校教育の中でどういう訓練なり啓発なりをされているのでしょうか。

阿部教育委員会体育学校安全課長

学校におきましては、毎年、避難訓練等で小さい時から全校実施しておりますので、それが身に付くように、継続的に訓練をしたり、研修会をしたりしております。

達田委員

私も孫がおります。避難訓練の様子なんかを子供が話をしてくれたりしますので、様子は分かるんですけども、保育所、幼稚園の小さい子供が先生方のお話を守って、揺れたら即逃げるということで、隣の高い建物に行ったというような話も聞きます。それはいいんですけども、揺れても逃げなかった場合があるということで、小さな子供が不信感を持ったというようなこともありました。以前、地震がありましたね、大きい地震が。その時に、「揺れたら逃げるって言っていたのに、先生が逃げなくてもいいと言った」と言って、帰ってきて子供たちが怒っていたんです。だから、本当に一つ一つのそういう機会ごとに決して手を抜くことなく、揺れたら逃げるというのを徹底していただきたいと思うんですよ。これは、保育所、幼稚園、学校、全ての子供さんたちの命を守る基本ですので、是非、徹底していただきたいなと思います。その点、よろしく願いいたしますけれども、いかがでしょうか。

阿部教育委員会体育学校安全課長

幼稚園のほうは存じ上げておりませんが、小学校以上に関しましては、学校の防災計画を必ず立てて提出することになっております。その防災計画の中に、地震の場合、火事の場合、台風の場合とか、それぞれのケースによって学校として対応するマニュアルを作っておりますので、それに従って各学校がきちんと対応するよう委員会としては指導しております。

達田委員

是非、徹底していただきますようによろしく願いいたします。

それで、この意識調査の中で、地震が起きた、非常に強い揺れの場合に、阪神・淡路のように、建物が倒壊する、家具の下敷きになる、そして命を失ったという方が非常に多いわけで、建物の耐震、また家具の固定というのが非常に大事だということがこれまでも何度も何度も取り上げられてまいりました。ここも耐震補強の実施ということなんですけれ

ども、耐震診断を受けた人、それから、耐震診断を受けた方、御自宅について耐震補強を実施していますかという問いに対して、耐震補強しているという方が平成27年度の時点で41.3パーセント、それから、耐震補強を具体的に予定している方が4パーセント、耐震補強をいずれ予定しているという方が7.9パーセント。沿岸だけでなしに全県でいいますと、補強している方が39.2パーセントになってくるわけですがけれども、耐震補強の予定はない、診断は受けたが予定はないという方が27年度で42.9パーセント、全県で言いますと45.6パーセントと、まだ半数近い方が、診断を受けたが耐震補強してないという、この調査の中だけでこういうお返事なんです。

これに対して、耐震補強等をきちんと行っていく必要があると思うんですけれども、この意識調査を基にしてどのようにお考えでしょうか。

坂部住宅課建築指導室長

ただいま達田委員より、耐震診断を受けて、耐震化の補強の予定がないといったようなことについての取組ということで御質問いただきました。

徳島県では、阪神・淡路大震災の教訓を受けまして、平成16年度から、耐震改修、それから耐震診断等の補助を行っているところでございます。今年度は、支援制度の使い勝手を改善するために、診断から工事完了までの手続をワンストップで行える住まいの耐震改修支援パックを創設、また、必要な耐震性を有しない木造住宅から住替えや建替えに伴う除却費用を助成する住替え支援制度の創設を、全市町村と連携して支援を行ってきたところでございます。委員からのお話にもありましたように、アンケート結果では耐震診断しても耐震改修を受ける予定がないといった方につきまして、この耐震改修の支援制度のさらに取り組みやすい方策ということで、来年度につきましては、本格改修補助対象を、倒壊の可能性の高い住宅から倒壊の可能性のある住宅まで拡充するようなことを考えております。また、業者に直接補助金を支払うことで所有者が工事費を全額用意する必要がない、委任払い制度の導入を考えております。

また、今年度から行っている事業ではございますが、耐震化工事誘発モデル事業というのを行いました。これは、建築士会と連携し、高い防災意識をお持ちの防災組織の方や高校生防災士の参加のもと、木造住宅耐震改修現場体験バスツアーというのを3回ほど実施を予定してまして、104名の方に参加していただきました。耐震改修中の古民家の住宅の見学や、設計者による改修一例、工事のポイントなどの紹介を行い、耐震化に対する知識や必要性を深めていただきました。参加された方の7割の方からは、バスツアーに参加して、耐震化に取り組みたいとの御意見を頂き、また、町内会の皆さんにもお知らせしたいという御提案を頂いたところでございます。来年度につきましても耐震化工事誘発モデル事業を引き続き行いまして、県民の皆様々に耐震化に取り組んでいただけるように努力をしてまいりたいと考えております。

達田委員

意気込みは非常に分かるんですけれども、なかなかこの数が進まないというような状況があるわけですね。これ、平成32年度末までに耐震化率住宅100パーセントに向上させ

ることを目標としているということなんですね。以前からこの問題を取り上げておりますけれども、徳島県耐震改修促進計画によりますと、32年度末までに100パーセントといいますと、あと何棟残っていることになるのでしょうか。

坂部住宅課建築指導室長

県内における耐震性のない住宅の数についての御質問でございます。

国のほうで、住宅・土地統計調査というのを5年ごとに行っております。平成25年度の数値でございますが、県内の住宅総数につきましては29万8,800戸あります。そのうち、耐震性のない住宅につきましては、6万8,600戸でございます。ちょうど5年前の平成20年10月の耐震性のない住宅は8万4,000戸ございまして、約1万6,000戸ほど少なくなっております。

達田委員

少なくなってきたんですけれども、今、どれぐらいあるんですか。6万8,000戸ぐらいあるんでしょう。6万8,000戸ぐらいあるということは、32年度まであと5年しかないんですけれども、どうやって100パーセントにしていくんでしょうか。

坂部住宅課建築指導室長

先ほども少しお話をさせていただきましたが、まず、住宅の耐震化につきましては、建物所有者の方自らが耐震性の必要について深く認識していただくことが必要でございます。

そのため、来年度におきましても耐震化工事誘発モデル事業というのを行いまして、住民の方に、県民の方に、耐震の必要性、さらに耐震改修の知識を深めていただきたいと思いますと考えております。また、耐震化の事業につきましては、県民の皆さんが取り組みやすい制度に改善していくことが非常に重要でございますので、本格改修の補助対象を増やす、拡充するといったことと、また、高齢者の助かる命を助けるため、高齢者世帯に焦点を当てた耐震シェルターの導入を支援する制度を創設しまして、引き続き市町村や関係団体と一体となって耐震化に努めていきたいと考えております。

達田委員

事前委員会でお尋ねしまして、平成16年度からこの事業が始まって、そして、耐震改修1,127件、安全・安心リフォーム594件、合わせて1,739件、これが事前のお答えの数字なんですけれども、約11年間取り組んで、2,000件まだいっていないんですよ、11年間の成果というのが。ところが、非常に難しい事業だとは思いますが、お隣の高知県の場合を見ますと、平成23年ぐらいから年間600件を超えまして、700件近い戸数になっているということで、最近の数字を見ましても、平成25年度で695件、26年度で647件、27年度には900件の申込みがありますと。できたらこれを1,000件に近づけたいというような担当者の方のお話がありました。

これは以前、平成24年頃に取り上げて、高知県ができていのに徳島県が進まないのは、

いろいろな要素があると思うんですね。補助金の問題とか、いろいろなやり方の問題とかがあると思うんですけれども、進んでいる県のいいところを取り込んで、徳島県もやったらできるんじゃないかと思うんですよね。このままではいけないと思うんですね。どこもやれていないというのであれば難しい問題なんだなと思いますけれども、やはり、よその県で、徳島県の2倍、3倍と進んでいるという実績があって、これでも高知県の場合は、足りません、100パーセントになかなか近づかないと言っておられますね。徳島県は、なぜ進まないのでしょうか。

坂部住宅課建築指導室長

高知県に比べて、徳島県の耐震化、木造住宅の耐震化が進まない理由について御質問いただきました。

本県の取組につきましては、先ほど御説明しましたように、平成16年度から木造住宅の耐震改修、耐震診断の支援事業を創設しております。また、他県に先駆けまして、平成23年度には簡易な耐震化と合わせて行うバリアフリー等のリフォーム工事についても助成を行っているところでございます。その結果、耐震改修につきましては、平成23年度以降、200件近くの改修工事をしていただいているところでございますが、高知県と比べて数値が少し少なくなっている状況でございます。まず一つは、県民の方に対する周知という点で工夫が少し必要ではないかと考えておりまして、この3月に耐震技術フォローアップ説明会というのを業者に対して行うこととしております。そこに高知県の県の方、また高知県の業者の方に来ていただきまして、住民へのアプローチの仕方等の説明を頂くこととしております。今後、住民の方に対しての周知について十分PRしていきまして、事業に取り組んでいただけるように頑張っていきたいと思っております。

達田委員

県土整備部長にお聞きしたいんですけれども、先進県で改修実績が進んでいると、お隣の県ではどんどん進むと。徳島県も、今までずっと言ってきたのは、徳島県の方法、徳島県の方法という工夫はされてきたんだけど、なかなか進まないという状況なんですね。考え方を改めて、どっと進んでいくような方策をとらないと、揺れました、建物壊れました、命なくした、そういうことでは、今まで何をしていたんだということになりますよね。ですから、ここで考えを変えていただいて、先進県の取組をしっかりと学んで徳島県も取り組んでいくという考え方が必要ではないかと思うんですけれども、その点、お尋ねをしておきます。

戸根県土整備部次長

他県の事例を参考にするというお話でございますけれども、耐震診断の戸数が平成27年度まで累計1万6,000戸余りある中で、耐震改修というものがやはりそれにつながっていないということでございますけれども、確かに、いかに耐震改修を進めていくかということにつきましては、これまでもいろんな制度の拡充に努めてきたことではございますし、先ほど室長からも御答弁させていただきましたけれども、平成28年度におきましてもさらなる

制度の拡充に努めることとしております。これらにつきましては、まずは現行制度のPRに努めながら、関連の関係の市町村とも連携いたしまして、助かる命は助けるんだ、そういう考えのもとで死者0を目指して頑張りたいというふうに考えております。

達田委員

高知県の場合はいろんな工夫もされていると思います。それは研究されていると思うんですけども、やはり地元の業者さんの力を最大限発揮していただけるような取組をされているんですね。業者さんが非常に頑張って、この制度を使って耐震改修をしましょうということ呼びかけていくという、そういうことが非常に大きな力になっているんじゃないかということなんですね。この事業が増えれば増えるほど、経済効果も非常に大きいということで、地域が潤っていくという循環になっていきますので、是非、安全・安心、そして経済のためにもこの事業をどんどん進めていっていただきたいと思います。もう検討は十分にされてきたと思いますので、取組をよろしく願いいたします。

それから、もう一つ、逃げていく場所なんです。避難をする場所なんですけれども、これもずっとお尋ねしてきたんですが、3・11以来、徳島県の南海トラフ巨大地震被害想定というのが平成25年に出されまして、こんなにたくさんの方が被災するという人数が出されているんですね。各市町村別にも出されております。

それに対して避難所がどれだけ確保できているかということが今も検証されるべきと思うんですけども、被災者数に対する避難所の整備というのは今どうなっているのでしょうか。

坂東とくしまゼロ作戦課長

避難所に関する御質問でございます。

現在、平成28年3月、今月現在で、避難所につきましては県内で1,312か所、福祉避難所96か所を整備しております。まず、一次避難を行います緊急避難場所というのがございますが、津波の緊急避難場所につきましては1,333か所。避難場所につきましてはそれぞれいろいろ種別によって分かれておりますけれども、トータルしますと2,170か所の避難場所。これは避難所ともかぶっているところもありますが、避難所としましては1,312か所が整備をされている状況でございます。

達田委員

この避難所の生活者数とか、予測が出されていますよね。この人数に対してどれだけ収容できるのかという、そのことをお尋ねしたんですけども、まず、避難所の生活者数というのが、当日、1週間後、1か月後というふうに出されております。この場合に、20万人余って避難所で生活をされるだろうと。それから、1週間後になりますと更に増えて、22万6,500人ですかね、避難所生活者数が増えるだろうと。それからまた、1か月後になりましたら10万人余っておられると、そういう予測が出されているんですね。あの方々は知人とか親戚に行くだろうというようなことが書かれているんですけども、この人数に対して避難所は足りているのかということなんです、人数的に。

坂東とくしまゼロ作戦課長

避難所の収容人数についての御質問でございます。

避難所の、先ほど申しました1,312か所、トータルで申し上げますと46万2,525人の収容人数を確保しております。ただし、この数字としましては、それぞれ市町村ごとにアンバランスがございます。現在、当然、足りている市、足りていない町、それぞれございます。私どもとしましては、その足りていないところ、地域につきましては、広域避難というものをを行うために、24市町村で相互応援協定を締結しております。こちらの相互応援協定に基づきまして、広域避難の在り方いうものを昨年10月から市町村とともに検討しているところでございます。

達田委員

おっしゃったように、市町村ごとに人数が出ていますよね。予測の人数ではあるんですけども、正確に計算されている人数だと思うんです。ですから、市町村ごとに私はどこへ逃げたらいいんでしょうかということがはっきり分かる、そして、避難所が足りているのかどうかというのがきちんと分かるような、この想定に対する対策がどうできているかと、それを今の時期にはっきり出してくるべきではないかと思うんです。もう5年たっていますので、それはもう出ているんでしょうか。

坂東とくしまゼロ作戦課長

避難所の住民への周知というものにつきましては、それぞれ市町村においてハザードマップ等の広報を行っております。このハザードマップによりまして、それぞれ最寄りの避難所がどこであるかというふうなことについては、住民の方にも一定の御理解をいただいているところと考えております。当然、避難所の数が足りない地域ですね、そういったところにつきましては、一旦はその地域の避難所に入ってくださいと。ただし、当然、定員をオーバーする場合もございますので、そういった場合に、広域避難につきましては県が調整を行いまして、主に足りない地域というのは沿岸部が多いのでございますが、より内陸の市町と連携をして移動するという点について、現在、具体的な検討を進めているところでございます。

達田委員

この被害想定に対して避難所が足りているかどうかというのは非常に大事なことだと思いますので、是非そういう観点で整備を進めていただけたらと思います。

最後に、やっぱり地震、津波、そして避難ということになりますと、ばらばらに逃げまじょうというのが基本だと思うんですね。その時に、家族がここへ逃げるということについて、話し合いをしておかないと、子供を捜しに行ったとか、家族を捜しに行って災害に遭うというような危ない目に遭った方がたくさんいらっしゃいます。それで、そういうことがちゃんとできているのかということも意識調査でやられているんですけども、集合する場所を決めているとか連絡方法を決めているというのが22パーセントとか21パーセン

トですかね、まだまだ少ないんですね。こういうところに力を入れて啓発あるいは教育を進めていかないといけないと思うんですけども、その点をお伺いして終わりたいと思います。

野々瀬防災人材育成センター所長

ただいま達田委員から、大事な避難ですけれども、家族を捜しに行つて被災したりしないように、ばらばらに逃げた場合でも避難場所等をあらかじめきちんと決めておく必要があるのではないかと御提案いただきました。まさにこのアンケートの中にも、必要なこととして、家族がばらばらになったときに集合する場所を決めるということの項目がございます。

私ども徳島県では、家族継続計画を作ることを勧めるということで、ちょうどおっしゃられたようなアンケートのページにありますような備蓄のことなどもそうですけども、まず命を守る避難のために避難場所、そして家族の連絡方法などを、それぞれの地域に住んでいる家族に合った方法で話し合っておいて決めておくことを推奨しております。ちょうど今年、防災メモリアルイヤーということで、毎月1点検運動ということを推奨しております。ちょうど1月は阪神・淡路大震災がございましたので家具の固定、2月は備蓄、3月は火災予防週間などがありますので火災予防をしているんですけども、8月の夏休みぐらゐの時に、それぞれの家族ごとに生き延びる計画を立てることを推奨するFCPづくりについて啓発を、また特に集中的に進めていきたいと、このように考えております。

須見委員長

午食のため委員会を休憩いたします。(11時59分)

須見委員長

それでは、再開いたします。(13時03分)

長池委員

達田委員とちょっと話をしております、話というのは木造耐震化のことでございます。午前中議論がありました件で、私も、重要な事業でございますので、そのことで少しお時間を頂けたらと思います。

これは、東日本の震災が起こって危機感が高まって、皆さん、本当に重要な事業だということで取り掛かって、さらには、もっと遡ると阪神・淡路の大震災の時ですね。東日本は津波が大きかったんです、被害の原因として。でも、阪神・淡路の場合はやはり建物の倒壊による被害ということで、ある数字によると、被害に遭われた、亡くなった方ですかね、95パーセントが何らかの形で倒壊が原因で亡くなったというふうな話も聞いております。ですので、私は、どちらかという東日本より阪神・淡路の事例をしっかりと教訓にして徳島は備えるべきだなという観点で、是非耐震化というものを、それも木造住宅の古い耐震化というのをしっかりと進めてほしいということで、これも、防災委員会に私が入ったのが4年前だったと思うんですけど、その頃から訴えてきていたんです。最近の耐震化事

業の数字が午前中も出ておりましたが、1,500件であったり、平成27年度の分を足すと1,700件ちょっとということで、毎年毎年、よく似た数字といえばよく似た数字なんです。進んでおる、しっかりやれておるといふうに感じることはできないんです。先ほども、補正でしたかね、県土整備部のほうで、1億4,000万円ですかね、住宅課のほうで補正がマイナスで出ている。これは、要はこの事業で余ったのか、ちょっと関連を教えてくださいたいんですが。

坂部住宅課建築指導室長

ただいま長池委員より、平成27年度の2月補正のことについて御質問いただきました。

住宅課では、2月補正予算につきまして1億4,301万1,000円の減額補正予算をお願いしているところでございます。主な内容としましては、住まいの安全・安心リフォーム支援事業が5,280万円、それから住宅の住替え支援事業が3,705万円ということで、耐震化に関する事業が1億4,000万円ほどの減額をお願いしております。

長池委員

予算が足りなくて事業がなかなか進まないということはよく聞くんですが、余っていて進んでないというのは、事業自体がうまくいっていない、よろしくないという、内心、もうやめたほうがいいのかという気持ちがあるんです、実は。というのは、私としては、今、大震災が起きて建物がいっぱい倒れて多くの方が亡くなった時に、県はどう答えるんだらうというのをイメージするんです。その時に、多分、県は、「この事業をやっていました」という言い訳をすると思うんですよ。言い訳のための事業になっているような気がしまして、本気でやるんだったら、もっと予算が足りないということをここで言うべきだと思いますよ。このぐらい数字も上げてやってもらわないと。だから、やめたほうがいいのかという理論は、言い訳するための事業だったらやめたほうがいいのかということです。私は、そのぐらい、この事業は大事な事業だと思っている。直接、人の命を助けることになると思っています。

では、なぜ進まないかというところですが、ついさっきまでは、私は、この事業の条件というのが実は悪いんじゃないかなと思っていました。というのは、耐震診断をして、いわゆる構造評点というのが出ます。この構造評点が0.7未満とか1.0とかあるんです、段階が。0.7未満が倒壊する可能性が高い。0.7から1.0というのが倒壊する可能性があると。1.0以上というのは、一応倒壊しないということで、この評点の線引きというか、それによって補助するとか補助しないとかがあるんです。この条件が厳しいのかなと思って、実は事前でも住宅の担当の方と話をしたんですが、先ほど午前中の達田委員のお話を聞いて、これも以前から言われているんですが、高知が随分進んでいる、件数は伸ばしているということで、早速お昼休みに高知のほうの資料を見て取り寄せて、直接、高知の住宅課のほうに連絡してみました。お昼休みだったのですがすぐにうまくつながらなかったんですが、高知の場合は徳島より条件がちょっと厳しいんですね。耐震改修工事後の構造評点を1.0以上に上げないと補助しないと。徳島の場合は0.7でも補助しますよというので、徳島より厳しいんです。徳島より厳しい条件を出しているのに高知のほうの件数が多いとい

うのは、なおさら、どこかがおかしいのかなと思いました。

二つほど違いを見つけました。徳島の場合は、診断をして、診断もほぼただみたいなお金でできるんです。その後、改修事業、リフォーム事業をするんですが、高知の場合は、その間に耐震設計、見積もりみたいな、「このぐらい、こういうふうにしたら評点が上がって耐震補強になりますよ」という設計に対して、上限20万円で補助しているんです。いわゆる3段階になっているんですね。徳島の場合はその設計の間が抜けている。「お宅の点数は、こんな感じですよ、危ないですよ」という部分と、「ちゃんとリフォーム、耐震改修してくださいよ」というところで、間の設計が抜けているんですね。ですので、二、三年前だったかな、達田委員か誰かが言ったと思うんですが、設計の部分をもっと重要視することでそのまま耐震改修のほうへ引っ張っていけるというシステムが、まず高知と徳島の違いです。

もう一点が、今、達田委員と話していたんですが、そういうことを県の職員とか市の職員とかが一生涯懸命PRしても、なかなかうまく広まらないそうです。やはり工務店さんとか、いわゆるそれを施工する、設計する、そういった民間の人、いわゆる工事する側の人にはしっかりPRをお手伝いしてもらおうというか、要は自分のもうけになりますから、県の施策を使って耐震改修をしてくださいというのを制度としてしっかり皆さんに協力いただいていると、そういう意味で、その2点が大きく違うところと私は思っております。そのあたり、まねしたらどうですかというのが午前中の議論だったんです。私も全く一緒の思いなんです、どうでしょうかね。まねできませんか。

坂部住宅課建築指導室長

ただいま長池委員より、耐震のPRについて、工務店、設計事務所を十分活用してやってはどうかといったような御意見を頂きました。現在、市町村の耐震診断を担当している職員、それから若手の建築士の方と耐震の啓発事業について、今、検討をしているところでございます。それから、今月、工務店や設計者を対象とした講習会を開くことにしております。その中で、高知県の職員の方、また高知県の工務店の方にきていただきまして、どのように県民の方に接したらいいかといったような御講演を頂くこととしております。そういった中で、建築士の方や工務店の方の御協力を頂きまして、県民の方に耐震性の必要性、また耐震改修の必要性についてPRをしていきたいと考えております。

長池委員

是非、高知の方にも教わってください。

このパンフレットですね、平成27年。この中には、逆に高知県にはない取組になるんでしょうかね、県産材を使った耐震シェルターということで、これは徳島県独自の取組のように聞いておるんですが、これもあんまり売れていないというか、施工が伸びていない。多分、もっと県民の方に触れていただく工夫が要ると思います。もうこれ、2年か3年ぐらい前から防災センターに置いてほしいということで要望は上げておるんですが、ミニチュアだったり一部だったりする展示はあるんですが、実物をそのまま常設で置いてあるところは今のところないようでございます。これ、写真で見ると、外側からのこのシェルタ

一の図があるんですが、実際に使うとなると、外から見ることはまずないんですね。部屋の中も合わせてするわけですから、中から見てもらわないといけないんです。いろんなイベントでそういう実物展示はしておるんですが、やはり常設の展示場所というのが必要と思うんです。

それを是非お願いしたいということと、もう一つは、実は、この県産材を使ったシェルターは、6畳用ともう1個、4畳半か8畳か、2種類ぐらいしかパターンがなくて、ある意味、部屋に合わせて加工が非常にしづらいといえますか、条件が実は結構厳しかったりします。安全を守るためなので、ある程度の耐震性を持たせるにはやはりがっちりしたものでないといけないのは分かるんですが、さらに研究を重ねて、いろんな場所、いろんな空間に適用できるような耐震シェルターを開発して、徳島が本当に全国に売り出せるぐらいのシェルターをどんどん研究していただきたいなと思うんですが、そのあたりの現状と今後の見通しみたいなのがあればお聞かせ願いたいんですが、お願いします。

坂部住宅課建築指導室長

耐震シェルターの実績と、あと、今後の取組について御質問いただきました。

住まいの安全・安心リフォーム支援事業、これは平成23年度から行っておりますが、その事業費と合わせまして、一部屋補強、それから、先ほど御質問がありました耐震シェルターを補助対象に加えたところでございます。耐震シェルターにつきましての実績は、平成26年度末までの状況でございますが、23件ございます。耐震シェルターの認定でございますが、県産材を使った耐震シェルターということで、6畳タイプ、それから8畳タイプの2タイプで、2者の認定をしているところでございます。耐震シェルターの使い勝手をさらに向上させるということは、とても重要であると考えております。また、住宅・土地統計調査によりますと、平成25年度の状況でございますが、旧耐震基準にお住まいの63パーセントの方が高齢者世帯の方でございますので、高齢者の方が耐震化に踏み切りにくい理由としましては、一つは、本格改修するために一時的な引っ越しや家具の移動などお手間を煩わせた、また、改修工事の経済的負担による将来への不安といったことが耐震改修の阻害要因となっております。このため、本格改修に踏み切りにくい高齢者の助かる命を助けるため、低コスト、短期施工、住みながら施行といった耐震シェルターの優位性を最大限生かした事業を来年度創設したいと考えております。さらに、この耐震シェルター普及推進モデル事業では、補助活用者の方に啓発モニターとなっていただくことを考えております。工事中・完成後の使用について御意見を頂くこととしておりまして、啓発モニターの方からの御意見を踏まえて、民間事業者や建築関係団体と一緒に、知恵を絞り、研究してまいりたいと思います。

長池委員

モニターとか、高齢者を対象ということで、あんまりたくさん条件を付けずに、とにかく誰でもやってくれる人はやってもらったほうが件数は伸びると思います。繰り返しになります。これ、要望、検討していただきたいこと。とにかく常設でしっかりと見てもらえる所をお願いします。昨日も見てきたんですが、県庁の1階にある県民センターとか、ち

ようどいいスペースがあるんです。椅子とパンフレットが置いてあるだけで、昨日、県民の方かな、座って寝ておりましたが、ちょうどいいと思いますよ、中に入ってくつろげますのでね。あそこの入った左の窓側、北側ですが、あのあたりに常設して、県庁にきていただいた方にしっかり見てもらう。また、これについて、どんなもんだろうと思って問い合わせがあった方には、県庁にありますから是非来てくださいというような展示をしていただけると、さらなる広がりを見せるんじゃないかなと思います。プラス、いろんな使い勝手、空間に合わせて県産材でできるというふうなものを、やはり研究していく。ちょうど1億4,000万円残ったので、来年、そのぐらい突っ込んでもいいのと違うかなと思いますが、そのぐらいお金を突っ込んででもやりがいがあると思います。何回も言いますが、これ、本当に命を救うんです。

私、極論からいうと、もしかしたら県土整備部さんに向かないのかなという気もしています。というのは、やっぱり得意分野は、道を造ったり、岸壁を造ったり、橋を造ったり、あまり家の中のごそごそとしたものは向かないのと違うかなと。要は、私が言いたいのは、倒れない建物を造るのが目標ではないんですよ。人の命を救うのが目標なんです。そこを、よく似ていますが、倒れなかったら助かるのではないかという理論なんですけど、目標は人の命を救うんです。その部分をはき違えてしまうと、倒れない建物を造るというだけを念頭に置くといろんな条件やら何やらが付いてしまうので、いかに人の命を救うかということに関して、危機管理部のほうでやってもいいのかなと思ったりはするんです。ここでは答弁をもらいませんが、そういう思いで、私は、多分、議員である間はずっと言い続けると思いますので、是非来年の数値を楽しみにしたいと思います。

それで、もう一つだけ言います。こっちはちょっと明るい話です。去年初めて行った、高校生の防災士の育成ということで始まった事業ですが、今年度、募集したら定員をオーバーするぐらい来て実施したということで、それを9月で質問させてもらったんですが、たしかその時、12人落第したんだけど、また2月にもう一回、補習というか、再講習をやりますよと。その後どうなったか、ちょっと分かりましたら教えていただきたいんですが。

阿部教育委員会体育学校安全課長

今、委員のほうから、高校生防災士の状況ということで御質問を頂きました。

現在、2月末の試験の結果が出まして、全部で117名これまで受験してきましたが、現在108名の合格ということで、残り9名がまだ不合格ですので、平成28年度の8月に再度試験を受けてもらえるように、今後、手はずを進めてまいりたいと考えております。

長池委員

全員受けて、全員通してあげたいという気持ちと、また一方では、得手不得手があるので何回受けても厳しい人はいるんでしょうが、逆に、そのぐらい厳格なテストといいですか、審査をして防災士を育成しているという意味では、ある意味いいことだなと思います。新年度、さらにその防災士の育成について予算を取って、事業として上げられています。手元の資料では140人ということで、高校、中学と、初めて中学校にということなんですけど、このあたり、もう少し具体的に。

一つ懸念するのは、今年、定数をオーバーして、オーバーした人を皆受けさせたという話をした時に、会場のキャパがいっぱい過ぎて、これだけですという話があったので、そのあたり、どう募集するかも含めて、今年の反省点をどう生かすかという点でちょっとお聞きしたいと思います。

阿部教育委員会体育学校安全課長

ただいま、昨年の受験状況を見てどのような改善をしたかという御質問ですが、140人というのは本当に限度の数です。昨年度118人しか駄目だと言われたのを、ちょっと会場の設計図等を直していただきまして、140人ということで、もしこれをオーバーした場合は、やはり2年生、3年生優先で、1年生は次年度に回すとか、各学校のほうで調整していただいて、140人に合わせたいというふうに考えております。会場に関しましては、ただ机を並べて講義形式で話を聞けばいいというようなことではなく、防災図上訓練もありますので、ある程度の動きがとれるような状況で設計がなされるということになっておりますので、そのあたりで140人という数を出しております。

長池委員

今のお話を聞いて、もっと広い部屋を借りたらいいのではと思った人も多いと思うんですが、これ、私、受けたことがない、是非受けたいんですが、講義の内容で、1,000人が一遍に受けられるかといったら、多分そういう講習会ではないと思います。やっぱり100人前後がベストのしっかりした環境が要るのかなというふうに、いいように捉えています。ただ、たくさんのお申し込みがあったり、受けてみたいという学生の気持ちを、できたらできるだけ多く酌んでいただきたいなど。来年度は540万円ですかね、予算を取ってありますが、是非、しっかり募集して、来年度、倍にする、2会場でやるとか2回に分けるとかもありますので、できるだけそういう気持ちを多く集めるような仕組みを1年かけて作っていただきたいなと思います。

最後に、防災士で受けた子供たちというのは、学校ではどういう役割というか、具体的に防災クラブの部長さんをしているとか、何かそういう事例があったら教えていただきたいなと思います。

阿部教育委員会体育学校安全課長

防災士の資格を取った生徒たちの学校での活動ですが、基本的に全ての県立学校に設置されております防災クラブのメンバーが受験することになっておりますので、それぞれの学校の防災クラブで活動しております。具体的には、例えば老人ホームに行って防災のお話をしたり、地域の防災訓練に参加したり、飛散防止フィルムを貼ったり、救急救命とかAEDの講習会を学校のほうで受けたり、防災ずきんを作製し、配布したり、炊き出し訓練をしたりというふうに、学校が行う防災に関することに関しましてリーダー的な役割を果たして、現在、取り組んでもらっております。

来年度に関しましては、一応、中学生の防災クラブのある学校の生徒を集めた時に、高校生の防災士がその研修の講師をするというようなことも考えております。

長池委員

多分、子供たちというか、学生、児童が防災士を勉強して各学校の防災クラブでいろいろ活動する、しかも対外的な活動も含めてするというのは、多分、大人の人の防災とはまた違うと思うんです。大人というのは、やっぱり危機感を感じていろいろ施策をするんでしょうが、子供というのは本当に吸収も早いですし、そういった自分のやっていることが本当に地域社会に役立っているということに喜びを得て、そういうのを身に付けていくと思うんです。そういうことが、ひいては、将来は例えば消防分団の一員になったりとか、いろいろな役割を果たす上で防災というのが基本になって動いてくれると思うので、危機感をあおるだけの防災じゃないという意味で、子供たちにしっかり、その防災士というのをできれば数多くの子供たちに学んでもらって、将来に備えていただきたいと思っております。また実施するのが夏ということで、できればそんな講習の様子も見させていただきたいなとお願い申し上げまして、私からの質問を終わりにします。

元木委員

今年は昭和南海地震から70周年という記念すべき年であります。そして、しあさつではちょうど東日本大震災から丸5年ということで、一つの区切りの年であるんじゃないかなと思っているところでございます。

このような中、この度の予算書を見ておきましても、防災メモリアルイヤーの取組、また、高校生防災士の育成等、新しい事業も組み込まれた進化する防災予算が組まれているんじゃないかなということで、理事者の皆さん方に心から感謝を申し上げる次第でございます。一方におきまして、先般の鬼怒川の堤防の決壊の問題ですとか、まだまだこれから県としても取り組んでいかなければならないテーマはたくさんあるんじゃないかなという気がいたしておるところでございます。このような中、この度の本会議におきましても、木下議員の質問に対しまして、西部健康防災公園の進捗についての質疑があったところでございます。この事業については県西部の住民みんなが関心を持っている事業だと思いますので、改めてお伺いさせていただきたいと思っております。

西部健康防災公園の現在の進捗状況と今後の取組、完成の見通し、また、管理運営について、どういった方向を持って管理運営を進めていくのかという点についてお伺いいたします。

木具都市計画課長

ただいま元木委員より、西部健康防災公園につきまして、今の進捗状況並びに今後の取組等について御質問いただいたところでございます。

西部健康防災公園につきましては、現在、三好市と美馬市のほうで、整備中、もしくは整備が完成しております公園を一体化いたしまして、ウォーキングやクロスカントリーに活用できる園路や連絡道、さらには、スポーツ大会、イベント開催などで幅広い利用が期待されます電源設備につきまして実施設計のほうを行っているところでございます。また、防災拠点施設としましては、県西部地域におけます広域応援部隊の活動はもとより、沿岸

地域への後方支援を行います西部防災館，これは仮称でございますけれども，この整備に加えまして，全国からの支援物資を迅速かつ効率的に配送できる大型トラックの進入を考慮いたしました県有施設では初となります物資集積施設，こういったものについて，平時の活用も想定した上で，規模や構造，こういったものの基本設計を行っているところでございます。そして，来年度につきましては，今，説明させていただきました園路や連絡道などの工事に着手するとともに，西部防災館につきましては詳細な実施設計を行いまして，それが完了した後に速やかに建築工事のほうにも着手し，平成29年度の完成を目指してまいりたいというふうに考えてございます。

元木委員

具体的な日程等を頂いたわけでございます。是非このスケジュールに沿って，また，できれば一日も早い，スケジュールよりも早い完成に向けてのより積極的な取組をお願い申し上げます。

昨年度は西部健康防災公園において災害訓練も施していただきまして，大変，雨の降りしきる中でございましたけれども，皆様方のお力添えで充実した訓練ができたのではないかなと。倒木対策等，また新しい視点も盛り込んでいただいたわけでございます。ここにおいて，訓練自体も東日本大震災からいろいろやっていたというわけではございませんけれども，いま一度，見直していく点は見直して，PDCAサイクルでやっていったらいんじゃないかなと思っております。鬼怒川の問題でも地元住民の協力という点が一つのテーマになっておりまして，洪水等が起こった際でも，土のうを町内会の方が運んだり，そういったことでかなり活躍されて，もっともっと住民の力を引き出すような取組をしていかなければならない。行政がいくら一生懸命やっても住民がついてこなければいけないし，住民の方が一生懸命やっても行政がついてこなかったら，なかなか効果は出ないんじゃないかなと。正に地域の活力は防災からということで，一緒になって見守っていただきたいなと思っております。

そのような中，ちょっとした話なんですけれども，防災訓練のときに駐車場の問題があって，大変雨が降っている中で，町内会の方が「車を止めるところがないか」というようなことで言ったところ，「来賓とか関係者の方が近くに止めるようにしてあるので，ちょっと遠くに止めていただけないか」ということで説明されたら，その町内会の方が怒って帰ったというような，そんな話もあったようでございます。徳島県では，割合，都市部に比べたら町内会とか自治会活動が弱いところもあって，立場もちょっと低いところもあるんじゃないかという御指摘も頂いているわけでございます。こういった町内会の力を生かすというようなことも，これからの防災訓練の一つの要素として取り組んでいくべきではないかなと思っておりますけれども，この住民の力を引き出すということについて，今後の方針を教えてくださいと思います。

坂東とくしまゼロ作戦課長

町内会の方々，住民の方々の力を引き出すような取組ということでございます。

まず，訓練に関して，次年度，28年度，メモリアルイヤーの取組の中で，住民や自主防

災の形で、自主防災だけに限らず、地域の方々の皆様が参加できる例えば救助・救出でありますとか避難所運営、こういったものに取り組んでいただきながら、自助・共助等の実践モデルとなるような形の総合防災訓練に取り組んでまいりたいと考えております。地域の方々のそういう共助の力というものについては、今年度、平成27年度から避難所運営のリーダーの養成講座というものも始めておまして、これから、避難所等の具体的な運営の担い手としては、地域の方々の力がどうしても欠かせない。そして、地域の方々に入っただくことで、我々行政では気が付かないいろんな多様な目線の御意見を頂けるのではないかと考えております。まずは、今年9月に予定しております総合防災訓練、こちらの中でそうした実践モデルとなるようなものを企画していきたいと考えております。

元木委員

最近、県西部においても3人に1人が65歳のいわゆる高齢者というようなことで、高齢者を中心とした自治体組織の中で、水防訓練ですとか、一緒になって集まって何かをするという活動の場が減っているように感じているところでございます。

ひとり暮らしの高齢者も増えて、先ほども耐震化の話にもございましたけれども、なかなか耐震とか防災にまで意識が及んでいない、もう自分の代だけで家のほうもどうせ終わりだから、わざわざそんな手も入れなくていいんじゃないかというような、そんな声も多々聞いておるところでございます。そういう中で、是非こういった、高齢者の方々であっても、そういった方々の知見、ノウハウを引き出すような取組を進めていただきたい。そして、今、日本全体の問題として、そういった住民活動の停滞というのも課題であろうかと思えます。実際のところ、堤防の維持管理とか、そういったことも以前は自治会の方がやっていたおったところを、今はもうなかなかそこまでできないので、役所のほうに予算を取ってくれないかとか、議員に頼んだりとか、そういったこともお伺いしておりますので、是非ぜひそういった点も踏まえて、進化する、地域のニーズに合った訓練というのをまた今後とも、さらなる展開、取り組んでまいりたいと思う次第でございます。

一方、もっと問題であるのが、これからの防災活動を担う若手の育成ということであり、私の地元のほうでもつるぎ高校がこの度できまして、それに伴って土木の学科がなくなりました。土木の学科がなくなるということは、将来、防災の担い手になるであろう、建設業あるいは建築業に入る方々の減少につながっているという面もあると私自身は感じておるところでございます。今、高校生防災士とか、高校現場においてもいろんなクラブ活動を通じて防災の取組を進めていただいておりますけれども、大学に入って、河川工学ですとか、あるいは地震学とか環境学とか、そういった防災に関わる分野に進む生徒も減っていくんじゃないかなということを心配しておるところでございます。そういう中で、県として、今後の防災人材を担うためにどのような施策を予定していられるのかという点についても合わせてお伺いします。

佐野教育長

高校再編に伴う学科再編ということで、防災の土木・建築がなくなったということをおっしゃるけれども、そういう意味ではございませんで、建設という意味では残しまして、阿

南工業、科学技術高もやっております。ただ、生徒の希望ということもありますので、そのところはいろいろと勘案していきたいとは思いますが。また、進学をして大学でまた学ぶということもありますので、工業高校だけがそういうことを担っているわけではありませんけれども、防災人材の育成の観点から、学科で行う授業だけでなく、先ほど防災士の御質問を頂きましたけれども、先駆的な取組をしております。防災人材というのは、いわゆる技術屋さんだけが担うものでもないというふうに思っておりますので、そういったところでは、学校教育全体の中で、避難の訓練であるとか、それから危機管理であるとか、そういうことも含めて防災人材の育成を考えてまいりたいと思っておりますし、何よりも徳島みたいな過疎の地域におきましては、もはや高校生は防災を担う人材というふうに認識しておりますので、今後もそういった防災人材の育成に、教育総体、全体を通じて取り組んでまいりたいと考えております。

元木委員

防災人材については、防災の分野に関心を持っている方であっても、それを職業としてやっていくのがなかなか難しいので、そういった職に就かないという面もあるように聞いていただいております。ただ、このまま人材の流出がどんどん進んでいけば、先ほど住宅の耐震化のお話もございましたけれども、建築に関わる方の数が減れば、それに伴って建築にコストもかかって、住宅の建設費用がアップすることによって、さらに耐震化の整備推進の度合いというのもペースが鈍くなっていくことも心配しているところでございます。

土木産業についても、今、公共事業がかなり減っているわけでございますけれども、地域の防災を守る小さい建設業の方が生き残るような仕組みを作っていかなければ、いざというときに本当に助けてくれる人がどんどん減っていくんじゃないかなという点も心配しております。池田のダムも大分老朽化しておりますし、いつ決壊するか分からないし、ダムもいつ壊れるか分からない。そんな観点で、是非人材育成という点についても新たな視点で、高校・大学との高大接続という仕組みの中で、強化の在り方も含めて積極的に進めたいと思う次第でございます。

あと、メモリアルイヤーの話も先ほどさせていただきましたけれども、住宅の耐震化が進まない一つの要因として、住民の方々にこの事業自体の啓発・広報というのがまだ行き渡っていないのではないかなという点も一つ心配しているわけでございます。こういう中で、こういった新年度の事業を通じて住宅耐震化の制度について、もっともっと普及啓発を図っていくべきはないかと考えますけれども、御所見をお伺いします。

坂部住宅課建築指導室長

住宅の耐震化につきましては、所有者の方の意識が非常に重要であると考えております。

そこで、委員からもお話がありましたとおり、啓発事業というのが非常に重要であります。来年度につきましては、若手の建築士、それからまた市町村の耐震の担当者等に、今、普及啓発に関する研究というか、協議をしているところでございます。この5月につきましては、住宅・建物の耐震化がテーマとなっております。そこで、その耐震化を盛り上げ

るために、情報発信拠点等の整備を現在検討しているところでございます。

引き続き県民の方が耐震化に取り組んでいけるように頑張ってもらいたいと考えております。

元木委員

先ほども申し上げましたとおり、これからますます一人暮らしの高齢者ですとか、高齢者のみの世帯が増える中で、是非この耐震化の制度を生かしていくためには、さらなる普及啓発、広報が必要であると思います。耐震診断をしたけれども、なかなか工事まで至っていないという方の数も増えておると伺っております。そういった視点で、是非、特に女性の方ですね、一家を支えておるのは一昔前は大黒柱である男性と言われておりましたけれども、今、時代が変わって、女性がある意味、家のことについては主導権を握っている家庭が徳島県にも増えておると伺っておる次第でございます。特に今日は国際女性デーということで、私ども、関西広域連合議会のほうへ行かせていただいておりますけれども、構成府県である堺市なんかでは、「女性と子どもを守るアクティブ防災のススメ」というようなことで、例えば防災グッズの活用方法ですとか、そういった点、女性ならではの視点で防災を考えるイベントもNPOさんなんかを中心に取り組まれておるというところでございます。兵庫県においても、防災ガールの事務局というようなことで、防災ポーチですとか、チョコレートやスマートフォンのバッテリーを常にかばんに入れておこうとか、そういった女性らしい取組を進めていただいているところでございます。こういった様々な取組を通じて防災全体についての関心を高めていただいて、県の施策がもっともっと前に進んでいくように、皆様方のお力添えをよろしくお願い申し上げます。

こういった視点ですとか、先般も沖縄県に会派で行った時に、観光学習教材ということで、これは、例えば小学校四年生の沖縄県の全部の子供に配付しておるということで、一応、これは観光の名目のものなんですけれども、中を開けてみますと、環境ですとか、文化、祭り、いろんなイベントとか料理が入っておるんですけど、最後に、防災の心得というようなことで、2ページですけど、こういった誰でもできるような身近な防災活動プラン、気にかけておいたほうが良いような話をちょっと書いていただいております。こういった点も参考にして、少しずつ県民の防災意識の高まりが育まれてきたらなと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上です。何かコメントがあれば。今後の取組、御説明をもらえるようであれば。

野々瀬防災人材育成センター所長

ただいま元木委員から、他県や他市等のいろいろな特徴的な取組を御紹介いただきまして、そういった多面的なところから防災を進めていったらいいのではないかということの御提案をいただきました。

正におっしゃるとおりで、午前中の答弁の中でも、家族継続計画を作っていただくように推進していきたいと申しましたけれども、これをもう少し詳しく言わせていただきますと、防災に関しては、我々全て、県民も全てが当事者でございます。そこで、例えば自分の住んでいる所、家族構成や自分が女性であるか男性であるか、高齢であるか子供である

か、乳幼児を抱えているか、つまり、自分の家族の強みもあれば弱みもある。あるいは、身体的な特徴としてアトピーを持っていると、なかなか避難所で一緒に生活することが難しいと私たちに語ってくださった講師の先生などもいらっしゃいました。ということですので、自分にとって何が強みか、あるいは、災害が起こっていろいろな不便が生じた時に、自分たちが何が一番困るか、そういったことを考えていただきながら、それぞれまず自助を高めていただくというようなことで、様々な、例えば防災出前講座とかに行った場合も、これは自治会とか、あるいは女性だけのサークルで呼んでくださるような場合もありますので、地域だとか、それから受講してくださる方の構成、あるいは被災者の方の御希望なども聞きまして、本当に自分ごととしてできる自助力を高められるようなことが学んでいただけるように、それぞれ心がけておるところでございます。

また、今日は避難とか避難所運営といったこともお話がありました。先ほど坂東課長からも、今年度からは避難所運営のリーダー養成講座というのもやっていると。これは防災人材育成センターでやらせていただいているんですけども、とにかく、特に東日本大震災でよく出てきた課題の中で、せっかく即避難をしたり、あるいは、家具も固定しておって、家の中で潰れなくて、即避難できても、避難所とかの中で、持病を持っていらっしゃる方とかもともと体力のない方が非常に暮らしにくい、女性の方も暮らしにくいことがあったと、そういった教訓がございましたので、やはりそれぞれの地域の住民の構成に応じた、あるいは、さまざまな立場の方がいらっしゃるということで、あらかじめ住民主体の様々な立場の方がいらっしゃることに配慮した避難所運営ができるように、各地域の実情に応じた訓練ができるようにということで、まずはリーダーの方の養成講座といったこともさせていただいております。

このように、いろいろな方法を使いながら、いろいろなお知恵も頂きながら、県民全体の自助力が上がるように工夫してまいりたいと存じます。

丸若委員

ちょっとだけ。今日の資料を頂いていろいろ考えていたんですけど、一つは、薬務費の中でのジェネリックの状況と、それと地籍測量についてということ、それと、あとは避難のトリアージといいますか、それ、ちょっと3点お聞きしたいと思います。

まずジェネリックについてですけど、これ、ここにあるのは緊急薬品及び予防薬品整備対策費ということで、補正額で4万1,000円ということで、ボリュームは小さいんですけど、私、2年ぐらい前にジェネリックについての一般質問をしまして、これは地元の市のほうから、最近の医療の利用を抑制するのはやはり薬品のところの負担も大きいということでの質問だったんですけど、まず、ジェネリックの今時点での利用状況というか、そこらのところ、一昨年から今年に比べてどれぐらい改善されたのか、まずお聞きしたいと思います。

久米薬務課長

丸若委員のほうから、ジェネリック医薬品の普及についてということで御質問いただいております。

それで、今の現状ということなんですが、徳島県で、これは調剤薬局の数量ベースということになるんですけど、今、直近の値で49.2パーセントということでございます。ただ、この1年間余りで約10パーセント程度は上昇してきていると。ですから、これは本県だけではなくて、全国的にこのようにジェネリックの進捗は上がってきているという状況でございます。

丸若委員

その時も言ったんですけど、やはり地場のお医者さんに協力を仰ぐためには、県立病院関係の利用率を上げる必要があるんじゃないかという話もしたんです。そこらはどうですか。県立病院の利用状況。

島尾病院局経営企画課長

ただいま、県立病院におきますジェネリック医薬品の導入状況につきまして御質問を頂いたところでございます。

私ども病院局といたしましては、平成26年3月に策定いたしました徳島県病院事業経営計画におきまして、国が定める採用目標、これは数量シェアを平成29年度末までに60パーセント以上ということでございますが、それを2年前倒しいたしまして、各病院とも数量シェアを平成27年度末までに60パーセント以上ということを進めてきたところでございます。この結果でございますが、平成27年12月現在の県立病院での使用状況でございますが、各病院ごとに申し上げますと、中央病院が80.9パーセント、三好病院が73.0パーセント、それから海部病院につきましては90.7パーセントということで、いずれも設定いたしました目標を達成しているところでございます。

今後引き続き、国の動向等を見ながら、県立病院におきましてもジェネリック医薬品の導入に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

丸若委員

かなり良い状況ということで、一般の病院に対する範は示せていけるでありましょうし、その流れを強化していただきたいと思えます。

この備蓄関係というの、ジェネリック関係というのもあるんですかね。

久米薬務課長

丸若委員のほうから、備蓄医薬品に対するジェネリックの使用ということでございますが、現在、備蓄している医薬品のジェネリックの割合どの程度かというのは、ちょっと今、資料的に手元に持ち合わせていないんですが、基本的にこれは、3・11とかそういった今までの防災の経験によりまして、どういった医薬品が必要になるのかということ、そういった観点から、今、備蓄をしているという状況で、県におきましては、発災後、即必要になってくる初動期の医薬品と、それと慢性期の医薬品、大きく分けてそういった二つの観点から、現在、分散備蓄をしているという状況でございます。

丸若委員

何かこの頃テレビの宣伝でも結構ジェネリックも出ておるし、新薬の開発の成功確率は2万分の1ということで、だから、高くなってきてということで、これもT P Pの大きな議論になったところですけども、やはり日本の医薬品のメーカーなんかも、かなりこれ、力を入れているところもありますし、何よりも医療費の抑制のためにも県が率先してやっていただきたいというふうに思います。

それから、次に、国土調査についてですけど、10億円あって、5億6,000万円で、4億3,470万円ということで、この特別委員会に出るということは、これも昨日かな、何かニュースを見ていたら、どこかの大学の先生がこの間の東北地震の分析をしていて、底から砂を巻き上げて行ってかなりの被害を出したということもやっておって、それで、東海・東南海のシミュレーションなんかも出ていたと思うんですけど、一般的には、基準点をやって行って、測量して行って、国調やっているんですけど、これ、ない所はないんですけど、もし、流れていった時に、復元するには上のほうの基準点から追って行ってやるということだろうと思うんですけど、今はGPSでやるんですけど、しかし、それをやるにしてもこの国調が進まない限りはどうしようもないということで、それで、以前、新聞に載っていたんですかね、牟岐町で8パーセント、美波町で3パーセント、海陽町では2パーセントしか国調が終わっていないということで、今回、この5億6,500万円ですか、執行した時点でこのあたりの数字がどうなったのか。特にいくらだったのかな、三好市ほか7市町ということになっているんですけど、そこらのところの現状をお教えてください。

井筒農林水産部次長

ただいま、地籍調査につきましての市町村の進捗状況についての御質問を頂きました。

現在、平成27年度予算につきまして、現在、調査を継続しておるところでございまして、進捗率はまだ出ておりません。

(「まだ分からのやね」と言う者あり)

26年度末では、美波町が3.0パーセント、海陽町では2.0パーセントになっております。

現在、県では、東日本大震災以降、地籍調査の重要性が更に認識されてきたということで、予算につきまして、26年度、27年度と、10億円の予算確保をお願いできまして、現在、事業を進めているところでございます。この予算によりまして、津波浸水被害の関連エリア、中央構造線直下型地震の関連エリア、あるいは山地災害の関連エリアという三つの重点エリアを県で設定いたしまして、事業をそれぞれ、事業主体は市町村になるわけですけども、市町村にそういったエリアを重点的に進めていただくようお願いしてきているところでございます。そういった中で、現在、美波町、海陽町については、町全体の進捗率でいいますと、3パーセント、2パーセントと低い数字になっておるところでございますが、津波浸水被害関連エリアについて見ますと、少し数字が上がっておりまして、美波町では11.7パーセント、海陽町では44.4パーセントになっているところでございます。

丸若委員

いろいろ難しいところもありますし、パーセントの中で、山林なんかというのはやっぱ

り優先順位は低いだらうと思うし、ただ、面積的なパーセンテージでいったら入ってくるから、そこらのところもあるとはいうふうに考えるんですけども、普及ということ言えばそこらのところも大切になると思いますから、進めていただきたいと思います。

もう一つ、先ほどから聞いておまして、死者0であったり耐震化100パーセントであったりという話なんですけど、私個人的な意見からいくと、クエスチョンマークがよく付くんです。この間、これも3・11以降テレビでいろいろな番組があるんですけど、高知だったかな、どこかの自治会で各戸にいろいろな意見を聞いていって、もし津波がきた時に、お宅には介助が必要な方はいますか、いませんかというのを聞いていって、そして、別に私は年寄りやし、津波にのまれても仕方ないということで、置いておいてという家があって、そして、そこには何かワッペンか何かを付けるのかな。そしたら、そこで行かなくてもいいよとかいう話になって。そしたら、やっぱりそこで、例えば寝たきりの方がおいで、どうしても助けにいかなければいけないということと、助けなくてももうこの方はどういうことを、その時点でどうかかわらんですよ。でも、やっぱり、かなり付近の方が、さっき言った共助の中で、助けなければいけないという義務感であったりという負担はかなり違ってくると思うんですよね。そういう意味で、そこらのところはこういうふうな考え方なんですかね。いや、何が言いたいかと言ったら、私もそうなんですけど、もし事故に遭って半身不随になって、ベッドで寝ていると。それで、震災があつて津波が来るかも分からないけどどうしますかと、多分、助けてくれと僕は言わないと思うんですね。もう仕方がないんだということで。そこで、以前あったと思うんですけど、例えば特養の方で、助けなければいけないと思って助けていて、介護の方が亡くなったとか。そういうことも含めて言えば、そこらのところを切り分けていって、何もかも0にするということの難しさというか、ほとんど不可能に近いなと私は思っているんです。やっぱり、いわゆるトリアージの考え方で切り分けるということも一つあるんじゃないかと。このあたりの検討なんかはなかったんですかね。答弁は難しいと思ってるけど。

矢間地域福祉課長

ただいま、災害が起こった時の、高齢者であるとか障害者といった方の避難をどうするかというふうな……（「というか、個人の意思を確認したかという意味ね」と言う者あり）それで、実は東日本大震災におきまして、高齢者や障害者等、災害発生時に自ら避難することが困難な避難行動要支援者と申しますけれども、この方に多数の犠牲者が出たということを受けまして、平成25年6月に災害対策基本法が一部改正となりました。そして、そこで、各市町村に避難行動要支援者名簿の作成が義務付けられたところでございます。それで、その避難行動要支援者名簿の中には、氏名、生年月日、性別、それから住所、そして避難支援等を必要とする事由、例えば要介護認定が3から5でありますとか、身体障害者の1級・2級、療育手帳をお持ちだとか、そういったことを記載されております避難行動要支援者名簿を作成するということが義務付けられております。そして、その避難行動要支援者名簿の策定が今進められておまして、それに基づきまして、次に、その名簿と並行しまして、あらかじめ各人の具体的な避難行動を定めておきます個別計画というふうな策定も、これは努力目標になっているんですけども、こういったものの策定につきま

しても鋭意取り組んでいるというところでございます。

ただ、この個別計画の策定というのは非常に困難でございます。その困難な理由としましては、まず、個別計画の策定に当たって、避難行動要支援者本人と具体的に打ち合わせをしながら、例えばこういったルートを通ってこうやって避難しましょうということをあらかじめ決めておくんですけれども、非常にその手間というのがかかりますために、市役所の職員さんでありますとか、ヘルパーの職員さんの非常に手間がかかってなかなか追いつかないというふうなこと。それから、地域によっては、発災した時にその要支援者の方の支援をする避難支援者の確保が難しいといったこともありまして、なかなかそちらの個別計画のほうの策定が進んでいないという状況でございます。

丸若委員

ちょっと違うところだけど、僕が言っているのは、要支援者となられた方が、本当に本人は助かりたいと思っているんですかということなんです。ただ、これはなかなか行政のほうでそれを言うのは難しい。ただ、具体的に動かす時には、そこらのところはある程度必要かなとは思ってますよ。私も62歳だけど、例えばあと20年たつて八十何歳になって、動けなくなって、特養に入ったと。そこでもし、要支援者になって、あなたはどうしますかと言ったら、いや、私はもう置いておいてくださいと言っているんです。そんな人だっていると思うんです。実際のことを言って。これは、逆に言えば尊厳死も含めての考え方になるから、今の時点でなかなか行政の方が言えないということは分かるんですけど、実際に地域で計画を立てる時には、やはりこれからそういうことも含めてシビアに考えていくことも考えていかなかったら、かえって健常者が亡くなって被害を大きくするということも考えられないことはないし、実際にそういうこともあったというふうに聞いております。ですから、そこらのことも含めて、より具体的な計画を立てるのであれば、詰めていくことが必要でないかと思って、いつも地元ではこんなことばかり言うんですけど、結構ありますよ、賛同者、そのとおりと。

それで、さっき言った耐震のことについても、やっぱり僕も建築をやっているから分かるんですけど、どうしてしないのと言ったら、もういいって言います。地震で、ここで、生まれた所で死んだら構わないと、これも含めて、達田委員は心外だろうけれども、でも、それが現実。ただ、九十何歳になっても私は生きたいと思ってシェルターを造った人もまた知っている。これは個々人の考え方だから、そこらをどうするか。だから、変に過剰に0がどうのこうのということが果たして必要かなということは、私は大いに疑問に思っているほうです。ただ、さはさりながら、生きたい、地震は嫌だ、きちんとしたところで暮らしたいという人に対して、どう支援するかということはしていかなければならない。そういう意味で、基礎自治体の方の担当者と情報交換しながら、実際に地域地域でそういう方が、いわゆるもう諦めておられる方と、直したい方、生き延びたい方というやつは切り分けていって、それに対してどうするかと。私はそれが100パーセントの対応だと思うんです。それも含めて、なかなか難しいことはよく分かっているんですよ。皆さん方からは言い出せないことだろうと思えますけど、いろいろ情報を取りながら、とにかく、限られた予算であったり、地域資源であったりということを有効に活用して、本当に成果が出

るような方法をしていただきたい。

最後のほうは私の思いですから結構ですけど、よろしくお願いします。

西沢委員

今の、ちょっと私も思うところがあるんですけども、例えば家のほうで介護に行っています。そこで、家の人だったら、当然ながら、家族だったらどうしようかというのもあるんですけども、でも、介護職員が家に行って、そこで地震が起こって、では、30分も1時間もあるんだったらまだしも、県南みたいに5分、10分で津波が来るとなると、これは、その人らは仕事でそこへ行っていて、寝たきりの人を介護していて、地震がきた、津波が来るといったら、これはその人に責任を持たせるには大変ですね。これは役場の職員も一緒ですよ。死に行けというふうなものですからね。場所にも当然よるでしょう。時間がかかなりあるというのとないというのではね。昔というか、前回の南海地震で、浅川でこんなことがありました。家のおばあちゃんが、「もう私はいいから、あなたみんな逃げなさい」と言って、頑固でいたんです。その人は助かったんですよ。畳が上へ上がって下がって、その上に乗っていて、現実的に助かったんです。そんな話がございます。それは余談ですけどもね。けど、本当にそういう助けるというのは、あるじゃないですか、まず自分を助けなければいけないと。特にそういう仕事で行ってる時は、本当に、時間がなかったら、家族の人だったら、どうにかしなくてはいけないと引っ張っていくか分かりませんが、どこまで責任があるのかというのが、そんなこと決まってると思うんですけども、絶対に助けなければいけないのかといったら、そんなことしていれば、それは決めようがないと思うんですけども、その議論というのは非常に厳しい話だなというふうには思いますね。やっぱりそれはもう、まず自分の命は助けなければいけないし、特にそういう仕事で行っているとかいうのなら、助けなければいけないことも事実ですけども、多分、そこを決める、判断するというのは難しいと思います。これは返事は要りません、当然ながら。

先ほどジェネリックの話が出ました。私もジェネリックの話は、今日、今、ちょっと検討しているんですけども、これ、もう一遍言ってください。ジェネリックの問題というのはいつからですか。そして、徳島県はかなり昔からジェネリックの使用率は最下位と言っていますけども、ジェネリックの問題というのはいつから始まって、最初から最下位ですか。

久米薬務課長

今、西沢委員のほうから、ジェネリックの問題はいつから始まったのかという、そういった御質問でございます。

これはいつから始まった問題というか、ジェネリック医薬品というのはもうかなり昔からございまして、やはり医療費という問題があっってきて、医療資源を有効に活用するという問題があっってから、そのジェネリックの適正使用促進という問題が出てきたものと考えております。それと、少なくともここ五、六年につきましては、全国では、調剤薬局の数量ベースにおきましては最下位という現状でございます。

西沢委員

グラフも頂いたんですけど、当然ながら、だんだん使用率が上がっていますけども、残念ながら、全国平均とかに比べたら差がちょっとずつ広がっていったような気がします、逆に。平均とですね。だから、やっぱり、頑張って使用率が上がっているといても、ほかに比べたら厳しいのかなという気がしますね。ずっと見ていたら、だんだん広がってきていますもんね。そんな気がします。だから、やっぱりそれが何のためかといったら、先ほどもお話がありました、県立3病院は頑張っていますよね。特に海部病院は頑張っていますね、90.何パーセントでね。私、数字を聞いてびっくりしていましたが、県立病院は非常に頑張っています。その中で、多分、あと残っていくのは、町医者の方がかなり厳しい状態なのかなと思ったりしますけども、やはりそこらあたり、私が見る限り、5年、6年じゃなくて、十何年間、もうずっと、私が持っているグラフでは最下位のような気がしますので。多分、これ、私の頭の中で計算したのは、80パーセントが今のところ国が目標という中で、今、私が持っているデータは大体平均が60パーセントで、それが80パーセントとすると、1人頭1万円ぐらいかな。それが今50パーセントですね、徳島県は。それを80パーセントにしようと思ったら30パーセント差がある。それを80パーセントにしたら、何と徳島県で100億円ぐらい浮いてくると私の頭の中の計算ではなっていますので、やっぱりこれは大きいですねと。頑張ってもらわないといけないなと思います。そうでないと、その分が我々にかかってきますので、そういうことでやっぱり頑張ってもらわないといけないと。それは、町の医者の方みんなに、お医者さんにそのあたりは宣伝をちゃんとして、こうやから頑張ってくださいよということやっていただきたいなと思います。終わります。

須見委員長

以上で質疑を終わります。

次に請願の審査を行います。お手元に御配付の請願文書表を御覧ください。

請願第4号の3、ひとりひとりを大切にすゆきとどいた教育についてを審査いたします。本件について、理事者の説明を求めます。

佐野教育長

①の一、「各市町村の小・中学校の校舎耐震化率100%をめざし、県として十分な財政措置をすること」につきましては、公立小中学校施設の耐震化は、設置者である市町村が国からの補助を受けて計画的に取り組んでおり、県下公立小中学校施設の耐震化率は、平成20年度末の約55パーセントから大きく進捗し、平成26年度末では、約98パーセントとなりました。国では、これまでも耐震化に係る補助制度の拡充や地方財政措置の拡大、大規模な補正予算等によって、市町村の要望に対応しているところであり、県といたしましては、国に対して更なる補助制度の拡充や予算の確保について重点的に要望を行ってまいりました。平成27年度につきましては、予算枠が厳しい中、耐震化に係る要望については、全て採択されたところであり、また、国の補助率のかさ上げ対象とならない小中学校施設に対する県独自の補助制度を平成20年度に創設しております。

①の二、「津波に対して子どもたちの安全な避難場所の確保に努めること」につきましては、甚大な被害が想定されている南海トラフ巨大地震に備え、児童生徒が主体的に判断し、行動する態度を育成する防災教育の推進や津波に対して安全な避難場所の確保は、大変重要であると考えております。県教育委員会では、学校防災管理マニュアルにおいて、災害発生時に児童生徒の命を守るための指針を示し、教職員研修を通して、災害対応能力の向上を図っております。各学校においては、学校防災管理マニュアル及び徳島県津波浸水想定に基づき、学校防災計画を策定し、避難訓練等の充実を図るとともに児童生徒の安全な避難場所の確保に努めております。

須見委員長

理事者の説明は、ただいまのとおりであります。本件はいかがいたしましょうか。

(「継続」と言う者あり)

(「採択」と言う者あり)

須見委員長

それでは、意見が分かれたので、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、継続審査とすべきものと決定することに賛成の方は、御起立を願います。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、本件は、継続審査とすべきものと決定いたしました。

以上で、請願の審査を終わります。

【請願の審査結果】

継続審査とすべきもの(起立採決)

請願第4号の3

須見委員長

この際、お諮りいたします。

常任委員会の任期は、本定例会の閉会の日までとなっておりますが、我々、特別委員会の委員におきましても、慣例により、常任委員会の任期に合わせて、閉会の日辞任することになっております。

そこで、辞任の手続きにつきましては、委員長において取り計らいたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」と言う者あり)

それでは、そのようにさせていただきます。

本年度最後の委員会でございますので、一言御挨拶を申し上げます。

委員の皆様におかれましては、この一年間、終始御熱心に御審議を賜り、また、委員会運営に格段の御協力を頂きましたことに、厚くお礼を申し上げます。おかげをもちまして大過なく委員長の重責を全うすることができました。これもひとえに、委員の皆様のお協

力のたまものであると、心から感謝申し上げます。

また、理事者各位におかれましては、常に真摯な態度をもって審議に御協力いただきましたことに、深く感謝の意を表する次第でございます。審査の過程において表明されました委員の意見や要望を十分尊重され、今後の施策に反映されますようお願い申し上げます。

最後に、報道関係者各位の御協力に対しましても、深く感謝を申し上げます。時節柄、皆様方にはますます御自愛いただき、それぞれの場で、今後とも、県勢発展のために御活躍いただきますことを祈念いたしまして、私の挨拶といたします。

黒石危機管理部長

防災対策特別委員会の各部局を代表いたしまして、一言、お礼を申し上げます。

須見委員長、岡本副委員長をはじめ、委員の皆様方には、各般にわたり、御指導、御鞭撻^{べんたつ}を賜り、誠にありがとうございました。

委員の皆様から頂戴いたしました貴重な御意見や御提言、御指導をしっかりと受け止め、南海トラフ巨大地震をはじめとする防災対策に各部局一丸となって、全力で取り組んでまいりますので、今後とも、御支援、御指導を賜りますよう、よろしくようお願い申し上げます。

最後になりましたが、委員の皆様方の益々の御活躍を心から御祈念申し上げまして、簡単ではございますが、お礼の挨拶とさせていただきます。本当に、ありがとうございました。

須見委員長

これをもって、防災対策特別委員会を閉会いたします。(14時23分)